

日野町議会第8回定例会会議録

令和5年12月13日(第2日)

開会 9時15分

散会 17時41分

1. 出席議員(13名)

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(25名)

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
政策参与	東健二郎	教育長	安田寛次
総務政策主監	河野隆浩	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	福本修一	教育次長	澤村栄治
総務課長	正木博之	税務課長	吉澤幸司
企画振興課長	小島勝	交通環境政策課長	大西敏幸
住民課長	奥野彰久	福祉保健課長	福田文彦
福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏	子ども支援課長	柴田和英
農林課長	吉村俊哲	商工観光課長	園城久志
建設計画課長	嶋村和典	会計管理者	三浦美奈
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	生涯学習課長	加納治夫
図書館長	長谷川毅	学校教育課主席参事	山中博嗣
生涯学習課主席参事	岡井健司		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 吉澤利夫 総務課主査 森岡誠

5. 議事日程

- 日程第 1 議第102号 日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 2 議第103号 日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 3 議第104号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）
- 〃 4 議第94号から議第104号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件）および報第10号から報第11号まで（専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大谷公園体育館屋根改修工事）ほか1件）について
- 〔質 疑〕
- 〃 5 議第94号から議第104号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件）について
- 〔委員会付託〕
- 〃 6 一般質問
- 2番 谷口 智哉君
- 1番 福永 晃仁君
- 5番 川東 昭男君
- 8番 高橋源三郎君
- 12番 西澤 正治君

会議の概要

－開会 9時15分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第102号から日程第3 議第104号まで（日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件）を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第1 議第102号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は戸籍法の一部を改正する法律の制定公布に伴い、日野町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容につきましては、本籍地の市町村長以外の指定市町村長による戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の制度が開始されることに伴い、新たに手数料を徴収する事務を定めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第2 議第103号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律および全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、関係政令の整備に関する政令の制定公布に伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を行うものでございます。

主な改正内容は、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額および均等割額を減免するほか、所要の規定を整備するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第3 議第104号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）。本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,300万2,000円を追加し、予算の総額を102億5,494万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー

ギー、食料品価格等の物価高騰による低所得世帯の経済的負担を軽減するための支援として、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第104号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。説明にあたりましては、右側の説明欄のページで申し上げます。

まず、6ページの歳入、第15款国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

次に、第19款繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

続きまして、8ページの歳出についてご説明をいたします。第3款民生費でございますが、エネルギー、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対して、一世帯当たり7万円の給付金を支給するための経費を計上しております。10ページからは、給与費明細書などの附属書類でございます。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第5号）の提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩し、なお休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんには委員会室のほうへお集まりを頂きたいと思っております。

それでは、暫時休憩いたします。

－休憩 9時20分－

－再開 9時50分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議第94号から議第104号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件）についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。また、報第10号から報第11号まで（専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大谷公園体育館屋根改修工事））ほか1件）についても、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

1番、福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 皆様、改めましておはようございます。私からは大きく2つ、ご質問をさせていただきます。

議第96号、日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてという中から、大きく2

つ質問をさせていただきます。

議案書、議第96号を2つめくっていただいて、あと新旧対照表は37ページになります。この中の日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例という形で書いております。家庭的保育事業者等というのは、保育を必要とする生後57日目から2歳児までの乳幼児を、保育士の資格を持つ家庭的保育事業者が、家庭的な環境の中で、子どもの発達の段階に応じたきめ細やかな保育を行う事業ですということで、児童福祉法にも制定をされているということで、家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業の4種類をいうという形で規定をされていると思います。

そこで、まず1つ、この条例改正があるんですけども、今、日野町内で家庭的保育事業者の方というのは、幼稚園、保育園等とはまた違って、こういった事業者の方の把握をされているのか、現状はどうなのかということと、付則のところの経過措置のところ、令和6年3月31日までの間という形で制定をされています。それまでの間、もし対象とされる方がいるならば、経過措置ですので、その後はしっかりと義務化をされる、制定をされるということで、そこに対してどういった改善策をされていくのかということをお聞きします。

もう1個、その後の議案書、第3条のところ、日野町放課後児童健全育成事業の整備および運営に関する基準を定める条例の一部改正という形になっています。大きくは学童保育のことをいうのかなと思うんですけども、日野町内は、私が知る限り、今現在、安全措置の制定のところ、自動車の運行の部分は先ほどもお話をさせていただきました。恐らく送迎バスの置き去りの事故から国含めてそれぞれ制定をされているものかなと思うんですけども、日野町放課後児童健全育成事業の学童保育の中で、今現在は恐らく送迎等は、私はされてはいないかなと、各保護者がという形になるかなと思うんですけども、今後、日野町で、特に都市部はもう、送迎をされているところもあると思いますが、状況的に自動車を運行する方が、この条例に制定するようなどころで関わってくるところがあるのかなのかということと、これに関しての経過措置というもの自体は制定をされているのかどうかという、大きく3つをお聞きできればと思います。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 1番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。

子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、議第96号 日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、3点ご質問いただきました。

まず、特定教育・保育施設の中で家庭的保育事業等の設備および運営に関する基

準を定める条例の中で、そういった施設、町内の中であるかどうかということにつきましては、今現在、日野町の中ではその施設はございません。今後、小規模保育事業等が運営の形が取られれば、ここに該当してくるというふうに考えております。

それと、経過措置が令和6年3月31日までの間で、バスの置き去り事故に対する安全措置については6年3月31日までの間で準備をするというような経過措置がされておりますので、そこに対して、施設があればその期間内で改善を図っていくということですが、今現在は町内には、それまでの間で施設というのはございませんが、この経過措置が解かれた以降は、安全装置の設置の義務がかかってくるというふうに考えております。

それと、放課後児童、学童保育の、同じくバスの置き去り事故に関連する安全措置につきましては、今後、今現在は保護者送迎という形になっておりますので、ここに対する対策というのは、町内の中では今のところないんですが、日野町全域で学童保育というのは運営もしていただいています関係もありますし、地域、田舎のほうでもそういった、今後、送迎等が必要になってきた場合には、こういった安全義務というのも配慮していく必要があるというふうに考えます。

第3条の経過措置というのはございません。これはもう、安全確保のため、子どもの点呼とか所在確認というのをするというところになっておりますので、直ちにやっていくということになりますので、経過措置がないというところで解釈しております。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） ご答弁いただきましてありがとうございます。もう1つだけなんですけども、2つを相殺しまして、全てを鑑みて、これから日野町という地域性的に、今すぐは自動車の乗車に対する安全義務というのは、必要に応じてということで、ルールブックにのっとってやっていくというところなんですけども、今後やっぱり公共交通とかライドシェアも含めて、いろんな可能性を考える中で、今現在、点呼とかいったところで、対策で、ある程度しっかり防ぐことができる、実際は保育者の方とか学童の指導員の方の不足というのもありますし、やっぱり子どもらの数が非常に多いと。もしこれがバスとか、基本的には学童保育等も学校にやはり寄り添った学童保育というところも言われていますけども、もしちょっと距離があった場合とか、送迎になったときに、今の条例改正で十分防げるのかどうかというところ、実際問題としては、今、当局はどう考えておられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま再質問いただきました。そういった対策について十分対応できるのかということですが、点呼等の1つの手法といた

しましては、やはり大きなバスですので、後ろまでなかなか見渡せなかったという課題もありまして、座席にいるかどうかということが、直接直視による点呼ももちろんですけれども、やはり人が座っているか座っていないか、子どもが座っているかどうかという、その辺のセンサー的な機能とか、人感的な、そういうようなことも、指針といいますか、基準の中に1つ、考えとして盛り込まれているところもございます。

そういった両面の確認と、それと、静岡県事故につきましても、ICTの導入がされていたんですが、そこが、保育士が登降園のときに、全員が登校したというようなところで誤りが始まったというところもありますので、日野町も今、ICTの導入をしまして、各保護者が登校時にICTで登校したというチェック、ピットチェックをするわけですが、そのチェックと、子どもが来ていないかどうか、来ているかどうかというのを保育士もしっかりと確認をした上で、もし仮に来ていなければ、今、日野町としては、保護者さんに直接連絡を取ったりとかということもしておりますので、その辺りをしっかり、ICTの機器だけに頼らずに、両面でやっていくということが大事だというふうに思いますので、その辺りも、そのように導入になれば考えていくべき大事な部分かなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 今、課長のほうから、ICTの導入があったということと、比較的そういったところはあったんだが、どうだったかというお話だったと思います。

ヒューマンエラー、これからもっと人手不足が加速化、私の一般質問でもありますが、加速化をしていきます。保育士の方とか先生方、それから学童の関係者の方、今現在でもしっかりと子どもたちを見ていただいていると思いますけども、ヒューマンエラーがあったときに対応できるのが機械の力やと思いますので、そういったところをまた考えながら、前向きにまた条例制定等を考えていきたいと思ひますので、これからもよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございせんか。

川東昭男君。

5番（川東昭男君） おはようございます。私のほうからは3議案、4点についてご質問をさせていただきます。

まず、議第95号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。1点は、人勸に伴う職員給与表、期末勤勉手当を改定するというものですが、町長の提案説明で、若年層を重点に2パーセントアップという提案説明がありました。ちょっと慣れないんで、どこをどのように読み取れば、若年層に重点しているのかということをお簡単に説明していただければありがたい

ということが1つ。

それから、今回から会計年度任用職員さんの期末手当が支給されるというわけですが、3条の会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正のところでは、別表があります。この給与表は、フルタイム会計年度任用職員に適用すると書かれています。では、パートタイム会計年度任用職員についての給料はどのような基準でされているのかということをお教えいただきたい。

次に、議第97号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。今回の条例では、県が令和6年4月から、高校生などの医療費を拡充されるということで、町の条例を一部改正するというご提案ですが、県が何をどのように拡充するというのが条文を見ても分かりにくいので、自分なりにちょっと理解したことを申しますので、合っているかどうかの確認をお願いしたいなど。

1つは、高校生等の医療費は、これまで入院の医療費を町単独で助成していたということですね。それから、今回の県の拡充は、自己負担分を除く通院・入院の医療費を県が持つということだと理解しております。これに伴い、町は自己負担分の通院1回500円、入院1日1,000円について町が持つという改正であるということだと思います。間違っていれば後で指摘をお願いします。このことによって、高校生の医療費は完全に無料化になる。また乳幼児は県と町が、小学生・中学生は町の制度で無料化にしてきたことと併せて、日野町では高校生までの医療費の無料化が完全に実現するという理解でよろしいか、お願いしたいと思います。

2つ目に、精神障害者保健福祉手帳を持っている、1級・2級の方は、今まで町が負担をしていたと思います。このうち1級に該当する人は県が負担するというご提案に拡充がされたということでしょうか。

それと、もう1つは、これまで重度心身障害者というのは今回、重度障害者というふうになるようになっていますので、それぞれ身障の1・2級、療育あるいは特児の1級などの県の段階にプラスして、これまで身障手帳3級に該当する人、それと知的障害療育手帳の中度の方の2つに該当する方については県が、両方持ち合わせれば県が県事業で対応してこられたのが、そこに今回、精神障害者保健福祉手帳の2級の人を合わせて3つになると。3つのうち2つ該当すれば、県の事業に乗れるというふうな拡充がされたということだと思いますけれども、今回の条例の内容は、この大きく3点で合っているかどうかをお聞きしたいことと、それから、県の福祉医療の拡充によって町にどのような影響があるのか、それぞれ説明をしていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、次に議第98号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）について質問させていただきます。

事項別明細書の10ページ、11ページ、歳入のところでございますが、21款諸収入、4項雑入、3目雑入のそれぞれ各種保険給付金が、保育所111万3,000円、同じく各種保険給付費、教育施設60万5,000円。それから、同じく各種保険給付費、社会教育施設53万8,000円。それぞれの台風の被害に合わせた保険給付費だというふうに思うんですけども、それぞれの災害年度、施設名、被害内容についてお教えいただきたいなと思います。

それと、もう1点、事項別明細書の26ページ、27ページの歳出のところですが、10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費のところの説明欄の小学校管理運営事業、工事請負費129万8,000円についてでございますけれども、提案の説明では、必佐小学校プールサイド床の修繕工事とのことでした。9月の定例会のとき、私が一般質問で、必佐小学校の老朽化について、現場の状況について少しお話しさせていただきました。はだして歩くことができない状況であったこととか、シャワーや排水対策に問題があったということをご指摘させていただいたと思っています。

今回のこの工事請負費の中で、修繕工事費の中に、要するに床のコンクリートの部分の修繕だけなのか、シャワーや排水などが入っているかどうかについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 5番、川東昭男君に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（正木博之君） 川東議員のほうから、大きく総務課のほうに3点、ご質問いただいたと思います。

まず、議第95号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてということで、今回、職員の給与改正をするということで、全体で若年層を中心に2パーセントということやけども、もう少し給与改定がどういうことで改正させていただくのかということの詳細をということだったというふうに思います。

まず、大きなポイントでは若年層を中心にとということで、今、高卒の初任給、18歳で日野町役場に入庁しますと、行政職の給与表の、日野町役場では1級から6級まで適用させていただいておりますが、1級の5号級という級を初任給に決定しております。金額にしますと15万4,600円。これが、今回の人事院勧告の額でいいますと、給与条例の改正をご承認いただきますと16万6,600円になります。ですので、ここの若年層の一番若年のところの給料でいきますと、1万2,000円の給与アップということになります。

それから、ちなみに大卒の初任給ですと、22歳で入ってきますと、先ほどの1級の25号級という級を決定しております。これが月額で18万5,200円でございます。こちらのほうが勧告で1万1,000円アップの19万6,200円というような給与の改定

を、今回ご審議いただくということで、上程させていただいております。

具体的には各層1級から6級までございまして、一応、行政の級というのは職務職階になっておりますので、1級ですと主事補・主事、平均年齢ですと大体24歳ぐらいです。32人が今、在職しております。ここの職員の賃金の上げ幅でいいますと、先ほど言いました1万2,000円から、低いところだと9,000円。それから2級ですと主任・主事級です。こちらが平均30歳、34人在職しております。上げ幅が9,000円から6,000円。それから3級が主査・主任ということで、平均36歳でございまして。こちらのほう、57人在職しております。3級の上げ幅が6,200円から3,500円。4級が主任と課長補佐級の職員で平均45歳です。こちらのほうは47人在職しております。5,000円から1,500円。それから5級が課長補佐級・課長級、平均51歳でございまして。こちらが24名在職しております。こちらのほうが4,000円から1,200円です。6級が課長・主監でございまして。平均56歳ということで23名が在職しております。2,000円から1,200円の上げ幅になっております。

ここには行政職だけではなくて、幼稚園の保育士とか保健師等々の専門職も入っておりますので、大体このような上げ幅の分布になっておりまして、これぐらいの上げ幅というのは平成2年の給与改定から実に三十数年ぶりということで、大きな上げ幅になっております。

続きまして、次に、会計年度任用職員のパートタイム雇用の方の給与月額についてでございます。こちらのほうも、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の15条で規定をしております。先ほど議員申されました月額の給与表を、平均の21日ということで21で除した額で日額を出しております。こちらに、そのうちの1日の勤務時間で割り戻した額を時間単価に戻しておりますので、事務補助の方ですと、1年目の方ですと日額が7,828円でありますので、これを7.75の勤務時間で割りますと時給単価が1,010円になります。これは改定後の額です。1,010円になります。これにその方の勤務いただいた時間を乗じて、その月の報酬をお支払いしているというようなことになります。

それから、議第98号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第4号）の、歳入の各種保険給付金の内容についてご質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の111万3,000円、各種保険給付金の保育所等の部分でございまして。こちらはこぼと園でございまして。本年9月11日の落雷によります火災報知機の受信機の基盤を損傷したもので、これの修繕をさせていただくのは歳出のほうでも計上させていただいております。これの給付金の入を見させていただいております。

2点目の各種保険金の教育施設のほうでございまして。こちらのほうは旧鎌掛小学校でございまして。こちらのほうは8月15日の台風による講堂の外壁の損傷ということで、こちら今回補正予算の事務局費のほうで修繕工事の予算を計上させてい

ただいております。

それから、3点目でございます。社会教育施設等、こちらのほうは近江日野商人ふるさと館、こちら8月15日の台風によるものでございます。損傷箇所は合計8か所ございますが、蔵、それから西塀、それから母屋、座敷棟、それから庭園の北塀1か所、そこは台風によって壁が落ちている門やら塀が壊れたというようなところ辺の修繕をさせていただくものでございます。なお、こちらの修繕費の歳出につきましては、一部劣化したものの修繕も加えて、今回させていただいておりますので、全てがその給付金で賄うものではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（奥野彰久君） ただいま川東議員のほうから、議第97号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご質問を頂いております。議員のご理解と内容が合っているかどうか、また、それぞれのご質問もいただいているところです。

まず、高校生等の医療費の助成につきましては、令和5年4月から町単独で入院助成、自己負担も含めてしております。この部分が、今回の県の拡充によりまして、医療費外来分を含めて、自己負担については対象になっておりませんが、助成となりました。対象になっていない自己負担分につきましては、町のほうで見ていきたいと考えております。このことに伴いまして、乳幼児、小中学校生は、これまで無料化をさせていただいていました。併せて令和6年4月からは、高校生の医療費、県のほうで自己負担分以外の部分、町のほうで自己負担分を含めて助成対象とさせていただきますので、議員おっしゃられますとおり、対象者の医療費の無料化ということになります。また、今回の拡充によりまして、精神障害者の方の1級につきましても、県のほうで負担をしていただくこととなります。

次に、高校生の医療費の助成分、入院・外来分を含めると、精神障害者1級の手帳を持っておられる方の分と、身体障害者手帳3級、療育手帳中度、精神障害者手帳2級のうちいずれか2種類を所持されている方の医療費の助成ということで、この3点で、ご理解いただいておりますとおり、今回の日野町福祉医療助成条例の改正で、そのようにさせていただきます。

次、もう1つ質問ですけれども、県の拡充に伴いまして町への影響はどのようになるかというところでございます。令和6年4月から実施されます滋賀県の福祉医療助成制度の拡充に伴いまして、今まで町の助成させていただいていた内容としましては、高校生の医療費分の助成、自己負担なし。精神障害者手帳1級と2級の方の手帳をお持ちの方の医療分は、今まで町でさせていただいていたところですが、拡充に伴いまして、高校生の医療費につきましては、入院・外来含めて県事

業になります。自己負担分については、町のほうで持たせていただくということに変わります。入院分の町が持っていた医療費助成分が、県のほうで持たせていただくことになります。

次に、障害者医療助成制度の中で、精神障害者1級の手帳をお持ちの方につきましては、県の拡充事業に入ります。また、精神障害者手帳2級をお持ちの方につきましては、身体障害者手帳3級、療育手帳中度、精神障害者2級のうち、いずれか2種類の手帳を所持されている方が県の拡充になりますので、この部分につきましても対象になるというところで、1級の方の町単分が県事業に行き、2級で町単分を持っていた分が、3つのうちの2つ該当した分については県事業に移るということになります。なお、精神障害者手帳2級のみ持っておられる方につきましては、現行の町の福祉医療制度の中で助成をさせていただけるというところです。

このことから、何回も繰り返しになりますが、高校生入院助成分、精神障害者手帳1級の手帳をお持ちの方、身体障害者手帳3級、療育手帳中度、精神障害者手帳2級のいずれか2種類の手帳を持たれる方の医療費分は県のほうに行きまして、町の医療費については、その分の軽減につながるということになります。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（澤村英治君） ただいま川東議員から、議第98号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）の中の教育費のところ、必佐小学校のプールサイドの床修繕工事についてご質問を頂きました。

確かに、9月の議会の中で川東議員のほうから一般質問の中、必佐小学校の校舎をはじめとする各教育施設の老朽化についてご質問を頂いたところでございます。その中でプールにつきましてもご質問いただきまして、特に排水の問題やコンクリートのひび割れなどのご指摘を頂いたところでございます。

プールサイドの床については、現場確認したところ、はだしで歩くと足をけがする、足裏をけがするような状況になっていまして、これはもう応急的に対応する必要があるということで、必佐小学校と協議する中において、来年度の利用に向けて応急的に部分修繕を行うものでございます。ご理解をよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） 大変よく分かりました。総務課の若年層の平均が重点的に、若者にされているということ、それから会計年度任用職員の給料がどのようになっているのかということもよく分かりました。さらに総務課の災害に伴う各種保険給付金がどのように使われるのかということも分かりましたので、ありがとうございます。

それから、福祉医療の助成について、聞いていてもちょっと分かりにくいので、

自分で理解するためにこのような質問をさせていただいたわけです。申し訳ございません。大変よく分かりました。このことによって、県が拡充することによって、町の費用負担が軽減されるとということでございますので、今後、できるだけ町の負担が少なくなるように、県などにいろんな要請行動もしていただければありがたいなというふうに思います。ありがとうございました。

それから最後に、教育費の必佐小学校のプールの関係ですけれども、あくまで応急処置ということで、答弁いただきました。なぜかといいますと、たちまち危ないところは応急措置するけれども、抜本的な直しをどのように考えるかというのは、前回の一般質問で、今年度中に教育委員会の委員を踏まえて結論を出すと、学校の改築と併せての問題もありますので、これ以上深く質問しませんけれども、そういった観点でいろんな、体育館の前だとかいろいろ傷んでおります。そういったことも含めてご検討をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） それでは、私のほうから、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第95号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、および議第98号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第4号）と、今日、提案されました議第104号、補正予算（第5号）について質問をしていきます。

まず、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告等に準じて期末手当の改定、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、これも人事院勧告等に準じて給与表、期末勤勉手当の改定および会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を整備していくものでございます。

先ほど川東議員の質疑、回答で、その内容がよく分かったと自分自身も理解しております。これらは町の一般会計、約100億円の中で、その4分の1を占める人件費が、先ほどのお話であると大幅に増えることになるのではないかと考えています。

そこで、条例改正により今年度に与える影響はどのようなものと出てくるのか、また、新年度、令和6年度に与える影響はどの程度を及ぼすものなのか。今年度の当初予算では人件費が22億7,700万円でしたので、比較値が分かるなら教えていただきたいと思います。今の条例改正は2つしましたけれども、トータル的に予算というところでお教えいただければと思います。

次に、令和5年度日野町一般会計補正予算（第4号）について、2件の質問をしていきます。

まず、1つ目は補正予算書の19ページ、3款の民生費、2目の保育所・認定こ

も園費で、職員人件費、保育所・認定こども園費の2,268万5,000円の減。その下のフルタイムの会計年度任用職員人件費は1,295万8,000円の増。その下の会計年度任用職員の人件費821万円増と、結果的に見てみますと、プラスマイナス変わらずというふうに見られますが、なぜこのような現象、状況が起きているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

もう1点は、同じく19ページの4款衛生費、2目の予防費、13節の使用料及び賃借料、14節の工事請負費、いずれも予防接種事業で新型コロナウイルスワクチンで、使用料および賃借料で1,966万5,000円の増、工事請負費でマイナス829万3,000円が記載されています。使用料及び賃借料で約2,000万円かかる経費があまりにもちょっと高額なので、その詳細を教えていただきたいと思います。

続いて、追加提案のごございました令和5年度補正予算（第5号）の件でございます。歳出の主な内容で、価格高騰重点支援事業、低所得者世帯支援、追加支援として1億2,281万6,000円計上されております。昨日からニュースとか、今朝の新聞でもちょっとにぎわっていますけども、一旦7万円の給付はこうやって決められたものの、所得税と住民税が非課税の世帯には、7万円プラス3月の物価高騰対策で決めた3万円を加えて10万円にするとか、住民税の均等割だけ納めている世帯には、また10万円を寄附するとか、18歳以下の子ども1人当たり5万円を上乗せするとか、昨日、新たな、給付金の全容が明らかになったということの報道でございました。これらの財源は、国の予備費を財源とする方向で調整して、来年の2月から3月をめどとして給付を始めるということではなっていました。

先ほどの7万円の給付は、既に町のホームページでも載ってしまっていて、もう既に決定の話が公表されているわけなんですけども、新たにこのようなことが出てくると、非常に事務的にも、住民の皆さんにも混乱を招くのではないかなと思いついて、その点、町のほうはどのように考えて進めていこうとされているのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

先ほどの追加支援で、扶助費で1億1,900万円上がっていますが、想定世帯数が分かっての予算だと思いますので、その点、教えて下さい。

以上、4点でございます。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 7番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（正木博之君） 山本議員のほうから、何件か質問を頂戴しております。

まず、1点目の議第94号の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、併せまして、議第95号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての予算に対する影響額ということでございます。今回、今年度中の遡及をさせていただきます人件費の影響額は、正規職員で約

2,500万円、それから会計年度任用職員でも約2,500万円となっております。これが今年度の影響額でございます。

これが給与改定と、それから会計年度任用職員に、期末手当に加え15時間30分以上の会計年度任用職員さんには期末勤勉手当というふうに、勤勉手当も出すという条例を今回、お諮りしております。こちらにつきましてもご承認いただきますと、正規職員で約1億円、これは人事異動等で職員が、経験者採用も含め、少し増えているところも含めです。1人の職員を雇用しますと、社会保険料等、給与等、賞与等を合わせますと何百万円とかかりますので、ここの数の影響もありますが、約1億円でございます。

それから、会計年度任用職員につきましても、勤勉手当の支給ということで、数的には、今、大体約300人ぐらいなんですけども、その影響額は約1億数千万円ということになりますので、かなり大きな額が新年度に影響してくるということで、今、予算編成に当たっておるものでございます。

いずれにしても、会計年度も正規職員も、退職と採用の状況によってもまた変わってきますので、そのようなことで、今、新年度予算の予算編成に当たらせていただいております。

それから、議第104号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。こちらのほうの中で、全体の、今の国の経済対策の給付金、連日報道で、今日の朝の新聞で見ますと、また均等割世帯の方に給付するという話が報道ベースで私たちも知る、認識させていただくというような状況なんですけど、現在、国から来ておりますのは、今回、議案で追加提案させていただきました分の9,285万8,000円の経済対策の7万円の給付。

4,258万5,000円のほうは、物価高騰に対します、その他の経済対策ということで、現在、庁内でどのような施策をさせていただくのがよいかということをお互いに協議している最中でございます。

その中で、次々と国のほうから、均等割世帯でありますとか非課税世帯のひとり親世帯でありますとか情報が来ておりますが、まだ具体策は来ておりません。ただ、今日の報道を私も見ておりますと、自治体の給付事務については、できるだけ負担のないようにというふうにお聞きしていますので、今回の7万円給付につきましては、現在、福祉課の地域共生担当のほうで事務を進めておまして、この議会で承認されますと、システム改修等のところから業者と打合せをさせていただくというようなところで、今、準備のほうをさせていただいているところなんですけども、全体枠がどういうふうに表示されるかによって、そこもまた検討していかねばなりませんし、地域共生担当だけで賄える業務なのか、ひとり親世帯とかになりますと、今度は子ども支援課のほうにも業務が回ってきますので、そういうところも情報を素

早くキャッチして、庁内体制を整えて、本来の趣旨であります困窮世帯でありますとか経済困窮世帯にその施策が届くように、事務を進めてまいりたいというふうに思います。

あと、現在、7万円給付の想定世帯でございますが、1,700世帯を想定しております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 続きまして、議第98号、一般会計補正予算の中の民生費の保育所・認定こども園費の職員人件費、フルタイム会計年度任用職員の人件費、またパート職員の人件費についてご質問を頂きました。職員人件費のほうは2,268万5,000円の減ということで、これは正規職員のところでございます。大きく3つの職種に対して、大きく4つの要因があるというふうに考えております。

まずは人勧による給与額の引上げということで全体的に上がっておりますが、職員人件費の正規のところについて2,268万5,000円の減という理由につきましては、大きく背景的には、慢性的な保育士不足による確保ができていないというところもございまして、公立施設は幼稚園のほうも職員は、保育園・こども園で、幼稚園費の中の幼稚園職員という中で異動をしているわけでございますが、今年度については、幼稚園の4・5歳クラスのクラス編制とかが、入園申込み等で人数が確定してから編制を少し変えたりということで、ここの保育所・こども園費の職員が、そこに所属する職員が幼稚園費のほうに回るというところもございまして、その増減というのでも考えられます。それと、申しました近年の保育士不足による確保の難しさから、正規職員が十分、必要数が補充し切れていないというようなところでございまして、そこをフルタイムの会計年度、また時間的に早朝とか夕方とか必要なところにパート職員が入っていただくというような中で回っているというような状況で、こういった人件費の増減が現れているというところでございます。よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きまして、同じく補正予算の第4号のほうの、衛生費のほうの予防接種事業費のところの新型コロナウイルスワクチンに係る予算の費用について、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、当初、工事請負費のほうで見させていただいた費用でございますが、この部分について、特設会場の解体、それから撤去、併せてその基礎の解体、それから整地の部分も含めまして、併せて舗装復旧、これも会場の部分と、あと夏場にバスを入れて、空調の関係でやったところの部分の舗装復旧も含めまして、リースのほうで行わせていただくということができましたので、一旦工事請負費のほうを使用料および賃借のほうに組替えさせていただくという部分が1つ。ただ、工事請負費

ならびに特設会場の解体の部分につきましては、特設会場の解体費の部分につきましては、2年半前ぐらいの費用で見ていた部分でしたが、これを今やっていただくには、同じ費用ではなかなか難しいということを考えましたので、建設物価建築費指数というのがございますが、それを参考に一定、価格のほうを見直させていただいて、今回、特設会場の本体の解体撤去ならびに基礎の部分の解体撤去、それから建屋の部分の舗装と、バスを置いていた部分が大分舗装が傷んでいますので、その舗装の部分も含めまして1,966万5,000円というものを計上させていただいたというところでございます。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 私のほうから再質問をそれぞれさせていただきたいと思います。

先ほどの人事院勧告等によつての給与の改定、期末勤勉手当の改定によつて、次年度に及ぼす影響が、正規で職員のほうで1億円、会計年度で1億数千万円というお話を聞かせていただきました。先ほど私のほうが、今年度の予算で22億7,000万円ということなので、そうしますと約10パーセントのアップと。ちょっとびっくりしているような金額になっているわけなんです、これからの財政運営が非常に厳しくなるのではないかなというふうに思っております。町としても、その点どのようにお考えをされているのか、お聞きしたいなと思います。

それと、次には今の保育士の話が出てきました。保育士不足の確保、正規職員数が不足しているという状況は変わっていないということ、この時点でもお伺いさせていただきましたが、先日、幼児教育・保育の在り方検討懇話会のワークショップの中でも、正規の保育士の採用の話がございまして、採用の結果通知を出しても、結果的には雇用につながらなかったということをおっしゃっていました。非常に難しい問題になっているのかなというふうに思っています。今、町は保育士の処遇や働き方の改善が進んでいるにもかかわらず、厳しい採用で雇用環境にあるのではないかと思った次第です。

今回、そこにちょっと踏み込んでお話しさせていただきたいんですが、今回、雇用につながらなかった要因は、お給料だけではないと思っています。実質、何が影響しているとお考えなのでしょうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、予防接種事業のワクチンの集団接種会場の、今、先週ぐらいから、どうも見えますとあそこにコンテナが置いてあって、今週はもう重機が置いてあってということなので、解体が進められるなということ、やっと役目が終わったのかなと思っています。それで、今、新型コロナウイルスのワクチン接種について、接種の会場を日野町保健センターに変わり、予約は本日12月13日までの受付ということ、ホームページに上がっていました。会場変更後も問題なく接種のほうが進んでいるのか、令和6年度以降はどのようなワクチンの接種体制を築いていかれていくの

か、その点、今後の体制についてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 人件費の高騰に伴います町財政全体のこれからの運営をどうするのかというようなことで、再質問を頂戴いたしました。

大変厳しい状態です。議員ご指摘のとおり、今、当初予算の編成をしておりますが、当然、先ほど申しました新年度の人件費の影響額を計上しますと、各課からの要求に対してどこまで予算が組めるのかというのを、今、財政担当も含め頭を悩ませているのが現状でございます。

その中で、人件費につきましても、考え方によりましては職員の人件費は地方自治体が決めるものでございますので、人勧どおり反映しないという選択もございます。ただ、福永議員の一般質問でもありますように、人が、いわゆる労働力がこれからどんどん減っていく中で、人材の確保という面でも、そこをどう考えるのかというところも、しっかりと見極めていかなあかんのかなというのも一方であります。その中には当然、働き方の改善というのもありますので、我々というか、これまでというのか、あれなんですけれども、根性論で昭和の時代の働き方のようなことを、これから入ってくる若い世代の者に申しましてもなかなか伝わりませんし、そういう意味でいくとワーク・ライフ・バランスの確立でありますとか、その点で今年度から業務改善と働き方改革の推進本部を立ち上げて、ワーキングチームの中で今、検討しておりますが、かなりいろんな意見が出ております。

その中には、業務の改善につながるものもあれば、組織全体の考え方に至るものまであるんですけれども、少しずつ意見を積み上げていながら職場全体のものにする中で、職場改革を進めていくというのも一方であると思います。

それと、日野の町でいいますと、やっぱり大事にしていかなあかんのは住民力かなと思います。これまで住民の皆さんがこの町全体をどうつくるかということにしっかりと携わってきてくださったことで、行政の職員を育てていただいたりとか、行政がそこまで公費をつぎ込まなくてもこの町が保たれてきたというのも大事な点かなと思います。この点についてもやっぱり大事にしていこうということが、何でもかんでも委託に出してしまっ、民営化してしまうということが、この町にとって本当によいのかどうかというところは、一方です。ただ、全てがそうできる時代でもない、全体の中で業務委託できるものを精査する中で考えていこうかなというふうにも、今、庁内でしゃべっております。

ただ、人件費と委託料とを比べると、明らかに民間の委託料のほうが高いので、そこもどう考えるか、明らかというのはちょっとあれなんですけれども、高いというのが一般的なところですので、そういうところもどういうふうに考えるかということ。

あとはもう、ありきたりな答弁になってしまうかと思うんですが、各種事業の見直しでありますとか経常経費の削減等々、しっかりと庁内で徹底する中で、財源をしっかりと無駄な支出がないように執行していきたいですし、有利な補助金でありますとか国からの財源、県からの補助金等も、しっかりとアンテナを高くして、よりこの町の事業に取り組むにあたって必要な財源はしっかりと国・県からもいただく、また民間の資金財源も活用していくというような視点も含め、財政運営に努めてまいりたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま保育所・認定こども園について再質問いただきました。保育士の潜在的な、慢性的な不足というところに対しまして、議員ご指摘のとおり、その状況の中で住民の皆様にもそのことも聞いていただく機会ということで、先日の公民館のワークショップの中でもそこをポイントをもって、採用というか、どのような形で保育士を確保していくのかというふうな課題についてもお話もいただいたところでございます。

なかなか、保育士資格を持った潜在保育士というのは当然ながらたくさんおられますが、保育現場で働いてみようというところの踏み出しがなかなか、以前よりも少なくなっている部分もございますし、日野町の場合、公立園がたくさんありますが、私立園に就労される方もたくさんおられます。そういう中で、公立にいかに来ていただくかというところも考えていかなければならないわけでございますけれども、まずは近隣市町との状況の中で、日野町は一定、処遇改善とかをしながら努力をしているわけですが、どうしても地理的要因というので、応募はされて採用試験を受けてくれるんですけど、なかなか、最終的な段階で近隣市町のほうに行かれるというケースも、当然ながら、現実としてはございます。

やはり日野町が今後やるべき課題というか方向性としては、働きやすい職場でやりがいを持って働ける、やりがいの創出というところでしっかりと、処遇改善も含めてですが、しっかりやっていく必要があるというふうに思います。

そんな中で今、1つの節目といいますか、幼稚園・保育園の今後について考える、今、転機を迎えているわけございまして、そういうところで、自分たちが働きやすい、子どもにとっても保育士にとっても保育の質を向上させるということで働けるような環境を整える、そういった整備を1つの機会、チャンスと捉えて、しっかりと自分たちでどのような保育をしたいかということも自ら考えながら、それを新たな保育環境に生かしていくということも、今、中では保育士にも呼びかけをしているところでございます。そんなところをしっかりとやっていきながら、日野町で働いてみようというところをしっかりとつくっていくということが大切だというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きまして、新型コロナワクチンに係りまして、特設会場が終わった後、どうしていくのか、現在、保健センターでさせていただいてますが問題ないのかということと、令和6年度からの体制についてご質問いただきました。

まず特設会場につきましては、当初12月ぐらいまで国も想定されていたもので、使わせていただく予定をしておったんですけれども、接種券を送らせていただく方がもう11月の最初ぐらいで終えたという部分もあって、あとは打つタイミングのときにコロナにかかれたとか体調不良とかで、打てなかった人が残っている関係もあって、だんだんやっぱり予約数が減ってきたということもあったので、一旦11月をもって特設会場での接種を終えさせていただくということにさせていただきました。

ただ、まだ打っておられない方等もおられましたので、引き続き保健センターのほうで、今現在も実施をさせていただいて、この16日をもって保健センターも閉じさせていただくという、今、予定をしております。保健センターでさせていただいている規模も縮小をさせていただいているところではございますが、今のところ予約満杯になることもなく、先生も通常、特設会場2人体制でお願いしていたところ、1人体制で賄っていけているというような状況でございますので、会場自体は問題ないのかなというふうに思っているところでございます。

また、6年度におきましては、国の方針からも、もう集団接種じゃなく個別接種、通常の予防接種の体制でいくということでございますし、ワクチンのほうの配送も通常の流通に、市場の流通に乗っていくということで、今、考えられているということでございますので、令和6年度からは、国の想定では秋冬に1回を個別接種で行っていくというような方向で、今も進められているというふうに考えているところでございます。

なお、保健センターで終えさせていただいた令和6年の1、2、3月の部分につきましても、公的接種ということでまだ無料の期間が続いてございますので、その部分につきましては、現在も集団接種と併せまして、個別の開業医の先生にさせていただいていますが、それに加えて、今までも、ちょうど集団接種と集団接種の間に個別接種をお願いしている先生がございまして、その先生方をお願いして、令和6年の1、2、3月は個別接種で、引き続き実施をさせていただくという予定をしております。

ワクチンにつきましては、山本議員もおっしゃいましたが、令和3年5月から始めさせていただきまして、皆さんの、住民さんのご協力と、あと奉仕団さんをはじめ、それぞれの方がご尽力いただきまして、ここまで進められてきましたことは大

変感謝を申し上げているというところでございます。

引き続き、打っておられない方につきましては、ご案内をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） それぞれ丁寧な説明をしていただきまして、よく分かりました。

ありがとうございました。財政運営の話につきましては、私の一般質問でもございますので、また、そちらのほうでさせていただきたいと思っております。

保育士の不足の件ですが、保育士さんの現場、お仕事は非常に大変な労力かなというふうに思っています。人が少なく大変忙しいとか負担が大きいとか、お仕事の持ち帰りやとか、どの程度とかはもう分かり得ないんですけども、先ほど言われた働きやすい環境、やりがいの創出、私ももう、それやと思います。保育士さんが日野町の保育園・こども園で働く上で、やりがいの得られる環境にあって、日野町の保育園がよいよということが口コミで伝わっていくことが理想の姿やないかなと思います。一足飛びにはなかなかいかないとは思いますが、保育士さんの本当の生の声を聞いていただいて、日々働く環境の改善に取り組をお願いしまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、私のほうからは2点、もう既に先ほどから何人かの方がおっしゃっている部分については、割愛をしようと思います。

議第96号、日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてに関わってです。96号は、見せていただくと3つの条例の一部改正が一括して提案されるという形になっているんですね。その提案のところで、内閣府令で一括して制定公布されたことによるものというふうな説明がなされていますが、新旧対照表でその中身をばらばら見させてもらっていると、例えば、特定教育のところの新旧対照表の31ページで、例えば26条の懲戒に係る権限の濫用禁止という項が削除になっています。それから、家庭的保育事業のところでも同様のことが、ページでいうと38ページのところに13条というのがある、これもほぼ同じような内容ですね。懲戒に係る権限の濫用禁止というのが削除になっていると。

この辺については、恐らく上位法に記述されたことで、今回、個々の条例については要らないということになったんだと思うんですが、その辺りをちょっとご説明いただきたいんです。本来、削ってしまってもいいということではないと思いますので、だからその辺りでこの改正の趣旨、あるいは全協のところでも話があって、先ほど福永議員への説明の中で、車の中へ置き去りにしたということがメインのよう

に言われているんですが、それだけじゃないと思いますので、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。

それから、97号の福祉医療費助成条例の改正については、ほとんど先ほど川東議員の質問に対して答えていただきましたので、もうほぼそれでいいんですけど、私も確認です。というのは、9月議会でこの件について、私が、県の案に対して日野町はどうなのかというふうなことでお伺いをしました。日野町は、これまでから福祉医療については、全県的に見てもかなり先進的な取組をしていて、それで今回の改正で県が持つことになった部分以外にも多くの町の単独の部分が、特に障がい者関係の部分にございますね。だから、そういう意味で通して見ると、今回の改正で、利用者さんのメリットというのは、恐らく高校生世代の通院治療費が全額助成されて、県の一診療当たり500円という部分も町が持つというふうなこと、だから、そういう意味では高校生世代の部分で、利用者にとってはメリットになったと思うんですが、障がい者部分については、今まで町が持っていた分を一部県が持つというふうなことだと思うんですが、その辺はそういうことでもいいのかというような確認です。

私が9月議会で伺った部分が、9月議会の議会だよりに表として載せられているんですけど、その形で間違いがないんだなということの確認です。

以上2点、お願いします。

議長（杉浦和人君） 9番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま加藤議員のほうから、議第96号の日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準条例の改正について、ご質問を頂きました。

議員がおっしゃられました懲戒権の削除ということでございますが、この上位法に当たる民法の改正がされたことから、関係する条例の改正につながっているところがございます。民法の改正の内容といたしましては、子どもの人格の尊重というところで、本来子どもを1人の人間として、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢および発達に程度に配慮しなければならないというところで、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないというふうな大きなところの改正がございました。それに伴い、同じく民法の中の懲戒権といえますか、親権を行う者は監護および教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるというような条項がございました。そこが削除されたことによるものでございます。民法の親権者の子に対する懲戒権の削除により、条例中の条文が削除されたこととございます。

これは、今申しましたように、民法の懲戒権の規定については、児童虐待を正当

化する口実に利用されていたというような指摘もございまして、今回、民法の改正に至ったという経緯がございまして、それにより、関連する2つの町の条例が削除されるというふうな流れでございまして、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（奥野彰久君） ただいま議第97号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、加藤議員からご質問いただいている件です。

今回の改正によりまして、ご理解のとおり、変わった点というのは、先ほども申しました高校生の入院助成の部分、また精神障害者手帳1級の手帳をお持ちの方プラス身体障害者手帳3級、療育手帳中度、精神障害者手帳2級のうち、いずれかの2種類の手帳を所持される方の医療費が県の事業に移ったということで、ご理解いただいているとおりです。

また、加藤議員におかれましては、9月議会のほうで、高校生の医療費の自己負担分につきましても助成するよというご意見を頂いておりまして、この分につきましては、県の事業では自己負担はあるということになっておりますが、町のほうでそれを見させていただいて、高校生の医療費については実質無料化ということになります。ご理解いただいている内容のとおりと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） よく分かりました。初めの部分ですけれども、懲戒に係る権限の濫用禁止ということは、ちょっと僕自身が勉強していないのであまりよく分からないんですけど、懲戒権というものは全ていけないということになるんですか。濫用禁止じゃなくて、さっきの民法の改正のお話を伺っていたところによると、民法改正で子どもの人格を尊重しなければならない、もちろんそのとおりで、子どもを1人の人間として尊重すると、子どもの権利条約なんかにもそのように書かれていますので、体罰をしてはいけないと。もちろんそれもそのとおりやというふうに思うんですが、この部分、懲戒に係る権限の濫用禁止、濫用をもちろんしたらいかんわけですけれども、懲戒そのものもいかんということになるんですかね。ちょっとその辺をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま再質問いただきました懲戒についてでございますが、民法の改正の中の、民法の822条の中に、親権を行う者は監護および教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる、ここが削除されたということによるものでございまして、懲戒というもののそのものが削除されたというのではなく、ここの条項が、いわゆる範囲内で懲戒することができるということが削除されたということによる改正でございまして、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） ちょっとまだよく分からない部分があるんですけど、私自身も勉強させてもらおうと思います。一応、今のところはもう、そうさせてもらおうと思います。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、中西佳子君。

11番（中西佳子君） それでは、質疑をさせていただきます。議第104号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）からお伺いいたします。歳出の価格高騰重点支援事業についてお伺いしたいと思います。

長引く物価高騰の影響で、年金暮らしの高齢者や低所得の子育て世帯などが経済的に厳しい生活を余儀なくされています。今回、国の臨時交付金を受けて、住民税の非課税世帯に対して1世帯7万円の給付金を支給する事業を上げられております。できれば年末年始を迎える前に支給をしていただければ大変ありがたいというふうには思うわけですが、大変タイトな日程でございますので、本当に早急に、また円滑な執行をしていただきたいというふうに思っております。そこで、町の執行までの予定されている日程をお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、先ほど山本議員も質問されていたんですけども、想定されている世帯として1,700世帯というご答弁があったんですけども、令和4年、5年、5万円の支給実績というのもあると思うんですが、同じような対象になっているのかどうかということと、転出・転入の方とかもあるので数は変わってくるのかなと思うんですが、どのように算出されたのか、増えるというふうな想定でこの数字を出されたのか、その行程をお聞かせいただけたらと思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

地域共生担当課長。

福祉保健課地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま中西議員より、議第104号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）について、ご質問いただきました。

1つ目は日程についてなんですけども、今、ホームページにもちょっと載せさせてもらっているんですが、最速で2月下旬ぐらいになるかなというふうに思っております。理由につきましては、やはりシステムの改修が必要です。

次の質問の、対象が増えるのかということにも関わってくるんですけども、受ける方に関しましてはほとんど同じなんです。同じなんですけども、事務をする上では、やはり前の3万円のときは6月1日を基準日にしていたのと、今回は12月1日が基準日ということで、その転入・転出など、あと死亡なども確認する必要があること、それと、今回は扶養に取られている世帯も対象ということだったんです。非課税世帯でほかの世帯の扶養に取られていても対象です。今回は、来年6月の税

控除がありますよね、3万円と1万円と言われている。あそこで1人当たり4万円、3万プラス1万の4万円、1人当たりというのがあるので、そこで控除が行われるから、ダブルヘンように扶養されている世帯は除くということになります。

なので、対象としてはそれほど多くはないかもしれないんですけど、その分が変わってくるので、そこの確認が必要になります。なので、事務的にはちょっと、システム改修に結構時間がかかりまして、今、予定では1月22日頃に通知書を発送できたらいいかなというふうに思っております。

やり方につきまして、3万円給付からさほど日数がたっていないので、受ける方についてはそれほど変わらないので、何かもう一度申請せなあかんのか、同じようなことせなあかんのかというふうになるかなと思います。なので、プッシュ式という方式で、以前の口座を記入してここで変わりがなければ、そこに何日に振り込みますよというような方法を取れたらいいかなというふうに考え、それが一番早いかなというふうに考えております。

ただ、それをするのにちょっと、対象じゃないところを抜かなあかんというところがあるので、1月22日に通知を印刷できたとしても、そこから封入作業とかがあって、1月末頃に発送できたとしても、そこから口座はここでいいですかという確認をしているので、返事をもらう期間が要ります。そこで2週間ぐらいは要るかなと思っていますので、合わせていくと2月の下旬ぐらいになってくるかなというふうに考えているところです。

世帯数、1,700世帯が増えているのかどうかというと、今回、3万円の給付のときと人数的には同じです。予算を立てているのは同じです。ただ、最初、3万円給付のときに、令和4年度の5万円給付のときに、やはり非課税世帯ですが扶養されているところは除くということだったので、3万円給付のときに予算を立てた1,700世帯を基準にさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

11番（中西佳子君） 大体分かりました。いつもこういう給付になるとシステム改修が出てくるんですが、この予算の中にシステム改修は入っているのかどうかというと、システム改修にどれぐらいの期間かかるのか、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

福祉保健課地域共生担当課長（芝 雅宏君） 中西議員よりシステム改修のことで再質問いただきました。

予算については議第104号の9ページ、委託料193万円というのがシステム改修費用になります。どれぐらいかかるのかということですが、先ほど申しました、1月22日に通知書を印刷できるように進めているところです。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

11番（中西佳子君） すごくよく分かったんですけども、なかなかやっぱり報道などで先走って、年末支給とかいろんな報道がなされておりますので、対象者の方にとってみたら、大変な中で少しでもという思いがあると思いますので、どうして遅れるのかというのをご理解いただけるように、今、ホームページでも上げているということでございましたので、理解していただけるかなとは思いますが、しっかりと理解していただけますように、またよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第5 議第94号から議第104号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託につきましては、付託案件の朗読を省略し、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元に配付いたしました付託表により、総務常任委員会、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時30分からとさせていただきます。

— 休憩 1 1 時 2 3 分 —

— 再開 1 3 時 3 0 分 —

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問を行います。

お手元に印刷配付の一般質問通告書に基づき、順次発言を許可いたします。

2番、谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） よろしく申し上げます。じゃあ早速、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。本日は日野町役場の働き方改革に関してを一問一答でさせていただいて、あと、ふるさと納税と移住促進については分割方式でさせていただきたいと思います。

質問させていただく前に求めるものとしては、常に要は3つ、何をするかという

ことと、どれだけの目標を持ってするか、そしてそれを検証できる体制というのがどれほど確立できるかというのを目標に質問していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。では行きます。

日野町役場は住民福祉の担い手として重要な役割を果たしています。また、多くの職員を雇用している職場としても、町民や企業の手本とならなければならない存在だと思っています。以上のことから私は、日野町役場はどの企業よりも先進的に働き方改革について取り組む必要があると考えています。そこで今回は、改めて職場としての日野町役場の働き方改革に対する考え方や進捗状況について質問をしたいと思います。

まず第1に、町長は、特にいろいろな方の人事としての人の紹介をするときに、プロジェクトの推進と業務改善という言葉をよく使われています。業務改善には、職員の負担軽減や働き方改革というのは含まれているのでしょうか。お答えいただきたいです。

議長（杉浦和人君） 2番、谷口智哉君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは日野町役場の働き方改革についてご質問を頂きました。社会経済情勢が激変する中で、きめ細やかな行政サービスを提供し、活力ある日野町を築くためには、行政の経営管理能力を高めるということが大切でありまして、そのためには役場における業務改善は大変重要であると考えております。

職員自らが業務改善をすることによりまして、一人ひとりの職員がやりがいを感じ、さらにはその成長を通じて、組織パフォーマンスの向上、多様なワークスタイルとライフスタイルの実現につながるものとなるというふうに考えております。また、職員がやりがいを感じて仕事をするということが、結果として役場組織として公務の質の向上につながるものと考えておりますので、谷口議員がご質問いただいたとおりに、職員負担軽減とか働き方改革も含まれている概念であると思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 今の町長の答弁で、業務改善には職員の負担軽減や働き方改革が含まれているということを確認させていただきました。私自身、これをテーマに選挙に出て、6月の一般質問でも取り上げさせていただきましたし、9月の質疑でも少し触れさせていただいたんですが、やっぱり日野町役場の働き方改革なくして、住民福祉の向上はないと思って活動しております。

その中で、今回は男女共同参画の観点を中心に質問をさせていただきたいと思います。第6次日野町総合計画の政策の柱1、未来を担う人づくりの政策②、生涯にわたる学びと活躍の推進、分野⑧、男女共同参画の基本施策では、女性活躍の環境

づくりとありますが、総合計画策定後、職場としての日野町役場として取り組んでいることがあれば教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 2点目でございます。職場としての男女共同参画の取組についてご質問を頂きました。日野町役場の実態としまして、女性職員の途中退職が多くて、結果として行政職の女性管理職が少ない現状にあることから、若い女性職員が働き続けるというモデルがないような状況にあります。このような実態から、主な取組としまして、昨年度は女性職員も含め、全ての職員がやりがいを持って働き続けるためにはというテーマで、女性職員のティータイムミーティングを開催させていただきました。

ここで出されました制度の改善、それから事務の改善、職員の意識変革に関する意見を集約して、現在、取り組んでおるところでございます。その取組が、今年度から始まりました業務改善のワーキングチームの取組につながっているものというふうに考えております。

また、妊娠・出産に関わる制度につきましても、その制度を記載した子育てハンドブックを策定しまして、男性も女性も子育てに対する意識醸成を行いながら、働きやすい職場環境を目指してまいりたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 今の答弁の一部の中で、女性職員の途中退職者が多くて、結果として行政職の管理職が少ないというような話があったんですが、先ほどの町長の答弁にあった、多様なワークスタイルとライフスタイルの実現というのに、職場としての日野町役場としては、かなり遠いところにあるのかなというイメージを持ちました。実際、総務課のほうで把握している女性の退職者の退職の理由等、要はキャリアを積めるとか、ずっと長いこと管理職になるまでに辞めなければならない事情ということが、分かっている部分があるのであれば、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 退職者の個別の聞き取りというのはなかなかできないんですけども、途中というか定年まで在職せずに、子育て中やったり、主任とか課長級に昇格・昇任するまでに退職する職員には個別に、慰留をする意味も含めて、今、自分が抱えておられる内容とかも聞き取りをさせていただく中でですと、やはり子育てと仕事の両立というところ辺の負担が、どうしてもやっぱり女性職員にかかっている状況が否めないのかなというふうなところです。

その中で、家庭を犠牲にしてまで仕事を続けるよりも、もう少し緩やかな働き方の中で、家庭と仕事とのバランスを保ちたいというような思いを持って退職する職員も少なくないような状況です。もう1つは、家族の在り方もやっぱり変わってき

ていますので、我々世代ですと、私の家庭も、妻も私もフルタイムで働いています
が同居ですので、当然、祖母、祖父の力、じじばば力といえますか、もう1つ上の
世代の力も借りながら、子育てやったり地域の行事やったりも経験してきている中
で、自分の生活と仕事のバランスを保ってきているんですが、やはりこの頃、同居
世帯が減ってくる中で、夫婦だけで子育てをしていかなあかんという中でいくと、
いろんな制度を活用しながらと言いつつも、そのバランスの中で、やはり子ども
が小さいうちは何とかなっているけども、小学校に上がる小1の壁って最近、特に
職場の中で言うんですけども、やっぱり小学校1年生の就学というタイミングで、
集団登校に子どもを、自分の、親の都合で送れない、団体生活の中のリズムに子ど
もを乗せていかなければならない。宿題というものが出てきて、子どもの音読を聞
かなければならないみたいな、親として子育てをしていくというところ辺のいろん
な負荷といえますか、いろんなことが来る中でと、ある程度年齢がいくつくと、
職場でもそれなりの職責が、部下ができて職責がかかってくるというところでのバ
ランスの中で、女性職員に限らず男性職員も同じようなところで、やはり子どもの
通院であったりとか、子どもが熱を出したときの看護であったりとかというのは、最
近の傾向として男性職員も女性職員も、それを抱えながら仕事に向き合ってくれて
いるのかなというふうに理解しています。

その壁が、これまででいうと比較的女性職員のほうにウエートがかかりがちやっ
たので、そういうことを理由に管理職へ行くまでに退職した職員が多かったのかな
というふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 今の答弁で、私自身も上が小学校2年生、下が年中の子どもが
いて、どちらかという妻がキャリアを積みたいというような形で職場に、仕事に
行っているので、意外と今、目の前に座っていらっしゃる課長クラス以上の年齢を
見ると、そのときと子育ての状況って本当に違う。町長ももちろん当事者でもある
中で、すごい重責を担っていらっしゃるので、そのところは違うのかなと思います。

ただ、そういう理由の中で、男女共同参画の観点から、今後、日野町役場として、
小1の壁があることは認識しているということが、今、分かったので、何か施策と
して取り組むものというのはございますでしょうか。今、取り組んでいるものがあ
ったり、ワーキンググループで取り組んでいるもの、もしくはこれから取り組んで
いきたいなと思っていることがあるのであれば教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） いろんな取組が全国的に、公務職場に限らず民間でも、そ
れから、例えば国であったり県庁であったり、明日の柚木議員の質問でもあるよう

に、そういう働き方というのが改善される仕組みが導入されてくるのかなと。そこについて、日野町役場もやっぱり取り組んでいかなあかんのかなと。

具体の例を申しますと、例えば在宅ワークについても、町長が就任以来、日野町役場でも何とか取り組みへんかというようなことを、指示を受けておまして、コロナ禍のときに一度、試行的に取組を始めたところです。現在も職種によっては、そのような仕事ができるという人は、試行なんですけども、試行を試してみて、1日家で、中の市内LANとつながる中で仕事をしながら、自分の子育て環境というのは何とか保ちながら仕事をしているというような職員も、中にはいます。

ただ、町役場という行政でいいますと、常にやっぱり毎日お客さんが見えただく、電話も鳴るとなると、限られた職員数の中で、1つの島といいますか、係・グループの中に3人から5人ぐらいの、多い係でそれぐらいやと思うんですけども、その中で誰かが窓口にいなければならない。誰かがお客さんの電話を取らなければならないというところが、その職員は家で自分の仕事をできるんですけども、そこをカバーしなければならないという職場の理解と、チームとしてのケアが要ると思うんです。そういうところ辺のバランスというのは、なかなかやっぱりみんなが通る道やし、これがまた、もう少し年齢が上がってくると、親の介護でそういうことが必要になったりするのかもしれない。

そういうところでいくと、そういう柔軟な職場を目指しつつも、職場全体として町役場という、住民の皆さんが日常やっぱり電話とか来客いただく中での、そのサービスも低下させないようにするというところでいくと、どういう在り方があるのかなというところで、今、もう1つ考えておりますのが、早出と遅出、1日の勤務時間は変えずに、例えば朝、子どもの送りを済ませてから出勤をして、その分は退庁時間がちょっと遅くなることで、パートナーとの勤務時間を調整しながら、パートナーはその代わり朝早く出てきて退庁時刻は、日野町役場同士ということではなくて、パートナーが別の企業やったり別の自治体でお勤めの場合も含め、そういう働き方ができると、例えば親の介護になったときでも、デイサービスの時間というのは、出勤前に迎えに来てくださったらいいんですけども、そうじゃなくて9時とか8時半しか迎えに来てくださらない。そやけど、送ってくるのは4時半とかいう時間にデイサービスのお迎えと送りが来るということになるのと、そこに柔軟に対応しながら介護しながら努めようと思うと、そこはパートナーとの調整があつたりとかできると、仕事というところの実現というのが可能になってくるのかなというところの模索も、今、考えているようなところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 今の在宅というかテレワークというか、そういうのも、今の日野町役場の現状からするとやっぱり難しいところにあるのかなと思ったのと、今お

っしやっていた早出・遅出を設けるのも、やっぱりコアタイムがあると、そこのところはかぶらせないといけないですし、最終的には人数の補充も必要になってくるかもしれないとは思いますが、ある程度、それもやっぱり試行錯誤しながら、やりながら、そして検証しながらでないといけないので、もし、この質問に回答が可能なのであれば、いつぐらいから実験とか始めるような予定なのか、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。簡潔にお願いします。

総務課長（正木博之君） テレワークにつきましては、もう実際に試行しております。それから早出・遅出につきましては、来年の4月から導入できないかなということで検討しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） また来年度以降、検証させていただきたいなと思います。

ただ、私が女性の職員さん何人かにやはりこの質問をする上でヒアリングをしたときに、先ほどのテレワークの話ともちょっとかぶるんですけど、制度があったとしても、やはり周りの仕事の状況とかを見ているときに、休みや早く帰ること、早退というのが言いにくい状況もあるということ伺いました。何人かに質問、質問というかヒアリングしたときも、よその自治体に勤めていて、今、日野町に来ているという方もいらっしゃるんですけど、やっぱりよその自治体とは違って、来たときに業務の量にびっくりしたとか、夜、電気がついていないことにびっくりしたとかというようなことも聞いていたので、制度をつくるということのも大事なんですけど、上司をはじめ周りの意識醸成ということのも必要だと思います。

そう考えたときに、今、執行側に皆さん、座っていらっしゃる中で、女性の管理職が1人というような状態です。私が知る限り、1人以上というのは私が来てからはあんまり見ていないなというような形なんですけど、そこのところはほかの自治体や過去と比べて多いとか少ないとかというよりも、普通に男性・女性の、もう世の中の比率からすると、もう少しいてもいいんじゃないのかなと思っております。

冒頭に出てきた日野町総合計画なんですけど、時代の変化に対応し、誰もが輝き共につくるまち日野のためには、やはり形から入るところも大事だと思います。そんな中で、女性の管理職さんを増やす、上司にやはり女性がいたほうが、うちの妻の話でもそうなんですけど、職場は女性が多いほうが何かと使いやすいというのを聞いたので、例えば令和6年度の男女共同参画の目標として、女性の職員、管理職、それ以下の役付の人間をどれだけ増やすというような目標を立てることというのは、令和6年度に限らずでも、できないことなんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 今、議員がおっしゃった目標ということになりますと、数

値目標ということになるのかなと思うんですけども、これだけの顔が見えた職員の中で、数値目標というのはやっぱりかなり難しいですよ。年齢のバランスからいうと、ネクスト、次、管理職に上がる年代というのは、男性も女性もフラットで見てその人の能力で任用していますので、女性だから先に任用とか、男性だから先に任用ということではなくて、能力で任用しています。その点で、また早く女性職員だけを任用し過ぎると、管理職としての荷がかかるということは、プレッシャーにもなって離職にもつながってしまうので、そこは慎重に考えたいと思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 分かりました。すぐに数値目標とかになると、人のバランスとかもあるので、先ほどの最初の答弁にあったように、なるべく女性が残りやすいような環境づくりというのを意識していただければありがたいなと思います。

ちょっと質問、男女共同参画の点ではあるんですが、男性職員の育児参加率とかいったことが女性の社会進出にもつながると思うんですが、先ほど、最初の答弁のときに子育てハンドブックの話があったんですけど、男性も女性も子育てに対する意識の醸成を行い、働きやすい職場環境を目指しているということだったんですが、日野町役場では、男性が育児や子育てに参加するためにはどのような制度が設けられているのか。それは、女性の育児と子育ての休暇や休業とどのような差異があるのかというのが知りたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 育児休業につきましては、基本的には男性も女性も変わりなく、こういうハンドブックでしています。日野町役場の男性の育休の取得でいきますと、過去には保育現場で1人ありました。それからちょっとなかったんですが、現在1人、県庁に出向中の職員が1か月の育児休業を取得しております。あと、最近でいきますと、先ほど言いましたように核家族で子育て、出産という場面に向き合っていますので、育児休業を取ってしまいますと無給になって、共済からの給付金で生活となりますので、3分の2の給与補償になりますので、夏季休暇であったりとか年次有給休暇であったりとか、それから特別休暇の出産補助休暇を取りながら、男性職員もある程度まとまった休暇を取って、出産というシーンと一緒に参画しているというような状況があります。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 私自身の目標というか、こうあったらいいなというものとしては、やはり男性も漏れなくというか、対象となる方は積極的にそういった休暇を活用することによって、奥さんの育児、子育ての負担軽減とともに社会への進出というのが選択肢として増えることが目標ではあるので、できれば日野町役場では、職場としての日野町役場として、そういったことを推奨するような動き、上司がおま

え休暇取らないのかと逆に詰め寄るような感じの空気があればいいなと思っています。

これに関しての最後の質問なのですが、その中でも、例えば職場としての日野町を会社として捉えた場合、社長や副社長が醸し出す雰囲気というのは、非常に大事な空気だと思っています。その中で、町長がSNS発信をするとき、前の藤澤町長のときもそうだったんですが、いろんなところにやっぱり顔を出していただいて、町民の活動やお祭り、土日も夜も仕事をされているというような形のイメージを持ちます。やはり町長も、今、お子さんが3人いる中で、子育てしながら町長という仕事をされているということは分かるんですが、もう少し土日や夜は家族に時間を割いているというようなSNSの発信、例えば朝は保育園へ送ってから登庁しましたとかというような報告があると、同世代で同じぐらいの子どもを持つ親としては、すごい子育てに前向きに取り組んでいる町なんだなと思うことができるんですが、そういった発信を増やしていただくことは可能でしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます、よい提案を頂きまして。SNSの利用につきまして、私個人に委ねられていることもありまして、その取扱いには、基本的に毎日発信をしておるんですけれども、慎重には取り扱っているところでもございます。そういった中で、家庭のプライベートのことも当然、発信していいわけなんですけれども、立場が立場ということもありまして、何でもかんでもというわけには、私自身は思う性格の人間ではございませんでして、ただ、議員がおっしゃるように、ちょくちょく子どもの世話も当然、しているときはしておりますし、3人目の子どもの寝かしつけは私が基本的にしておりますし、大変なこと、妻に大変負担をかけていることは事実なので、そういったことも含めて、発信というのは必要かなと思います。

ただ、よくある子育てしていますアピールとかパフォーマンスは嫌いなので、それで好感度を得てやろうとか、思われるとちょっと嫌なんで、そのあんばいがちょっと難しいんですけれども、ただ、せっかく谷口議員が言っていたのでということで、ちょっとずつ増やしていければなと思っております。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） どうしても町長の立場になると、いろんな世代やいろんな方がいる日野町の代表ということなので、やっぱり難しい面もあると思います。ただ、この質問の意図としては、それやったらうれしいなということと、福永議員の質問にもあると思うんですけど、今後、人が少なくなってくる、2024年問題というのはどんどん年を追うごとに、2025年になったら25年問題、40年になったら40年問題

というような形で出てくると思います。その中で、こういった職場だったら人が働きやすいんじゃないのかな、ぜひ日野町で働きたいと思えるような、若者が集まってくるようなまちにしたいと思って、そういった発信が増えればいいなと思った上での質問です。よろしくお願いします。

そして、働き方改革に関する質問、また最後なんですけど、東政策参与について質問させていただきたいと思います。

まず、東政策参与はもう、こちらに來られて2年8か月ぐらいですかね。こういった形で何を求められて來て、どのような権限・権能があるかというのを簡単に教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 参与。

政策参与（東健二郎君） ご質問ありがとうございます。私の職務につきましては規則がありまして、また予算のときにも議論があったと思いますが、いわゆる自治体DXへの対応と職場の業務改善の取組を支援するために設置をされた特別職の非常勤職員だと思っておりまして、具体的には地方公務員法上のいわゆる参与として、具体的な権能があるわけじゃなくて、町長と職場の皆さんのご相談に対して、いわゆる専門的な知見からお話を申し上げるのが役割だと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 仕事の中で、DXの推進と、あと業務改善の推進ということであって、業務改善という言葉が入っていたので、それについて質問させていただきたいと思います。

東参与が書いているご自身のウェブサービス、noteの2022年4月23日の記事で、職員の持続可能な働き方が、生き生きと安心して仕事ができる環境が町民のためになると書いてありました。これは、私が言っていた住民福祉の担い手として職員の働き方改革が重要だということと、文言は違えども同じ意味合いだと思っています。

日野町に着任した当時、日野町役場は生き生きと安心して仕事ができる環境だったと思いましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 参与。

政策参与（東健二郎君） 私が着任した当時の役場の印象については、端的に言いますと、どちらでもないと言ったらあれなんですけど、どの役場あるいは自治体でも、そもそもそうした、いいところがあってそういう職場であるとか、とはいえ問題があると認識がされてどうしようというふうな対応をしている、それぞれの状況があると思っていましたので、特段、予断を持って見ていたというわけではないというふうなお話になると思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 私が多分、聞かれてもそう答えるかなと思うんですが、実際、見て着任して、2年8か月の中で、もちろんいいところもあれば悪いところもあると。いいところは特に、それから改善することも必要だとは思いますが、悪いこともあったとは思いますが、政策参与はここに着任してから、業務改善という点で悪いことの解消、悪いことの解消というすごい言葉が悪いんですけど、どのような動きをされたか。例えば具体例、ほかのDXの推進だと、以前からメタバースの会議であったりとか、ロボットコンテストであったりとか、ワクチンメーターの導入であったりとかは聞いたんですが、業務改善に関してはどのような動きをされたかというのを教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 政策参与。

政策参与（東健二郎君） 先ほど来、総務課長の答弁でも出ていた、いわゆるワーキンググループ、今でいうと働き方改革と業務改善のワーキンググループがありますが、今年度で申し上げると、恐らくそこへのご支援というのが大きなものになるかと思えます。具体的に何をしているかといいますと、ご相談に対して対応することなので、私が何かこうすべきだということではなくて、具体的に私がしたことは、よその市町村、具体的には芦屋市の職員さんなんですけれども、これまでから長年、業務改善の取組を始めて、全庁的な動きにつなげていった方がいらっしゃいます。その方をご紹介し、役場に来ていただいて、職員さんと対話を進めていただくという場をつくるというのが私の役割だと思います。

その後、当該職員さんは帰られて、その後もフォローしていただいているんですが、その間にやり取りをもう少し具体化してみるとか、本当に細かいオンラインの打合せをセットするとか、今、取り組んでいるお話を聞いて、その中には、多くの場合はワーキンググループのメンバーが本当はこういうことをしたいんだという思いが詰まっていますので、その具体的な言語化をお手伝いするといったようなことを通じて、そのワーキンググループのメンバーが、それこそこのお言葉でいうと、生き生きとこういう取組にコミットするというか、参加できるように、まさに支援といいますか、応援をするというのが具体的な取組であろうかと思えます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 外部から来ていただいた方に、外部の人間と役場の人間をつないでいただくということってすごい大事なことで、今も何人か、何人かというか、総務主監もそうですし、外部から来た方の話、やり方を見て吸収したり、逆に反発もあつたりもするかもしれないですが、自分たちの経験につなげて改善していくことはすごい重要だと思いますので、これからもよろしくお願いします。

ただ、受け手として、ワーキンググループとして芦屋市の職員さんを紹介された、またDX推進室を昨年度立ち上げられたと思うんですが、そういった形で参与に相

談してつないでいただいた知識や人脈を、役場内ではどういうふうに生かしているのか。そういったところ、参与側ではなく執行側、執行側というか、紹介された側としてどういうふうに生きているかというのの具体例があれば、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 東参与からご紹介いただいた、DXを推進するにあたっての他市町との交流でございます。幾つかの団体の職員さんなり関連するお付き合いのある、DXを進める上でつないでいただいた方がいらっしゃるんですけども、まず1点目は、議会のほうでもノートパソコン、Chromebookのほうを試行ということで、昨年度から運用いただいている部分で、導入にあたっていろいろとご支援いただいた事例もございますし、またドローンを他市町で活用されている事例とかもございまして、日野に実際に撮影に来ていただいて、その映像を実際に鎌掛のしゃくなげ溪の、人では入れないところの現状を確認させていただいて、生涯学習課と情報を共有したり、鎌掛の行政懇談会ではその映像を映したりして、地元の方にも今こういった状況ですということで協議をさせていただいたところでございます。

そのほかにも、鹿児島県肝付町ですか、こちらについても今、情報を頂いているのは、今後控えています標準化システムの、肝付町のお考えとかもお聞きしたりしているというようなところでございます。そのほかにも幾つか紹介を頂いているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 総務課のほうからは、職員がいろんな先進事例のところにもうまくコミットメントするという意味で、外のいろんな情報を参与が持ってきてくださって、つないでいていただいていることに対して、職員がどういうふうに参与にご相談させてもうてるかというところのメリットでいいますと、やはりいろんな先進事例とか、日野町役場にはないこれまでの取組とかいうのを吸収しようと思おうと、これ、もうちょっとどうなったんのやろうとか、そこを直接お聞きできるところもあるんですけども、その具体的な相談を、これまでの行政のパターンでいくと、所属長がどこどこにというような枠で行っていたのが、近くにエキスパートというか専門家がいらっしゃることで、職員がダイレクトに、それも最近ですリモートというかZoomで参与に問い合わせさせていただいたりとかいう中で、ともすると担当者が、自分のやりたいというか頑張ろうと思っていることにぐいぐいと、専門家の意見を組織として聞けるというような体制というのは、職員にとっては大変、今の業務改善なんかもう、職員なんかは直に参与に質問させてもうて、それで仕事を進められるというような状況があるということがメリットだと思

ます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 最後の質問に関しては、決算のところでは令和3年度と令和4年度の金額がかなり開いていたので、せっかくよそから来ていただいて、遠いところから電車とチョイソコひの通っていただいているので、もっと役場のほうも使い倒したらいいんじゃないのかなと思っての質問です。やっぱり外部から来た人間というのは非常に大事な人材ですので、擦り切れるまで使っていただきたいと思っています。

では、もう働き方改革に関してはちょっと頭がこんがらがって、そんな感じで終わらせていただきたいと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。ふるさと納税について質問をします。6月の後藤議員の一般質問でもかなり詳しく質疑、質問していただいたので、ある程度かぶるところはあるんですけど、やはり12月、特に年末に向けてふるさと納税関係に関しては忙しくはなってくるので、あえて今の最後の追い込み前のふるさと納税の現状について質問したいと思っています。

まず、何回も聞いてはいることなんですが、ふるさと納税の今年の目標金額というのは設定されていますでしょうか。

2、またそれに向けて、新たに今年取り組んだことはありますか。

3、それら取り組んだことについて、現在表れている効果はありますか。

4、目標金額に関しては、達成できそうですでしょうか。数字があるのであれば数字を入れながら説明、返答いただきたいです。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ふるさと納税についてご質問いただきました。日野町ふるさと応援寄附事業につきましては、日野町にゆかりのある方や日野町をご存じない方々にもその魅力をお届けし、地場産品の振興と地域経済の活性化を図ろうと鋭意取り組んでいるところでございます。

ご質問の1点目のふるさと応援寄附額につきましては、令和5年度予算で6,000万円を見込んでいう段階でございます。

2点目の目標金額の達成に向けて今年新たに取り組んだことにつきましては、ふるさと納税専用ポータルサイトの追加、農産物の収穫体験などの新たな分野での返礼品の追加のほか、昨年度の寄附者に対し、いただいた寄附金の活用方法や町の施策をお知らせするメールマガジンの配信などを行っております。

また、新たなふるさと納税専用ポータルサイトの1つであります、JR東日本が運営するJRE MALLを活用し、横浜駅構内でのキャンペーンを実施したほか、一番需要が見込まれるこの年末にかけて、主要駅構内で日野町を紹介する動画や写

真を流し、町のPRとふるさと応援寄附の呼びかけを行っているという状況でございます。

3点目の現在表れている効果につきましては、新たな返礼品、新たなポータルサイトでの寄附も着実に伸びてきておりまして、また昨年度から開催をしております近江日野商人サミットのご出席者からもご寄附を頂くなど、PRした各方面からご寄附をお寄せいただいているところでございます。

最後、4点目の目標金額を達成できそうかということにつきましては、令和5年度の11月末時点での寄附額は約3,800万円となっております。昨年11月末時点では900万円でありまして、同月比では約2,900万円増となっております。寄附件数も昨年より着実に増えてきているところでありまして、おおむね予算額に達すると予測をしておりますが、多くの皆さんに日野町を応援いただけるように、引き続き様々な方面に呼びかけをしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 再質問を2点させていただきたいと思っております。

3点目の答弁であった近江日野商人サミットの出席者からも寄附を頂くなどという形があったんですが、やはり町長が自ら営業マンとなって、セールスをしに行き取ってくるということは、すごい大事なことかなと思います。ただ、全体的にやはり、業務というのは商工観光課を中心に、ふるさと納税は行われていると思うんですが、働き方改革の話でもそうなんですけど、全体的に業務が逼迫している中、人数が少ない中で、商工観光課の職員もほかのことを抱えながらふるさと納税の担当もするとすると、やはり営業活動をする中でも不十分なところが出てくると思います。

そこで1つ提案なんですけど、ふるさと納税の部分の営業に特化したような部門を、外部に設けて、例えば私、使っている言葉でいうと、日野町営業部というのを別法人で立ち上げるという予定、計画、構想というのはいないでしょうか。

4点目の答弁に対しての再質問なんですけど、このままだったら普通に6,000万円は達成すると思います。その中でいろんなお金というか資金が手に入る中で、それを日野町営業部の資本として、例えばエージェント方式で外部から人を入れるなどして、使うための資本として使うことというのは可能でしょうかの2点です。

1点目が日野町営業部として、別部門でふるさと納税の営業活動をするという部署をつくって、つくるといって外部に設けるということは可能でしょうか。

2点目の質問は、ふるさと納税、今年入ってきたお金をその資本に充てて、外部から人材を登用するということは可能でしょうかということなんです。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） ご質問ありがとうございます。2点いただきました。

1つ目は、日野町役場営業部のような組織ということでございます。現在おっしゃっていただきましたとおり、課内のほうで営業も併せて推進をしているところでございます。確におっしゃるとおり、他のことと兼務ということで、それだけで専門して特化した職員でやっているわけではございません。まだまだ営業力は弱いところであるかと思えますけれども、これについてはもう、組織の中で何とか工夫をさせていただいてやっているところでございます。

今のふるさと納税につきましては、委託も大分進んでおりますし、日野町役場の、今、集まっているような予算の規模ぐらいですと、そこについてはまだ現状のままではばらばらはいこうかなと思っておりますが、これからまた寄附につきましては多く見込めるとか、これから増える要素がございますので、そのような時点になりましたら、また検討の余地はあるかと思っております。

2点目の寄附の財源を生かしたエージェントのようなものということでございます。こちらのほうにつきましても、寄附はおかげさまで増大ということで、いただいておりますけれども、それをどう使うかにつきましては、町の財政が今、なかなか厳しい中で、違うことに使うことももちろんありますし、ここばかりにそのまま充てるということもまた、どうかということもございますので、この辺については全体の財政を運営する中で、また考えていきたいと思っておりますが、このように今すぐやるかということについては、考えの予定ということは現時点ではないということで報告させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） やっぱり6月の後藤議員の一般質問のときの町長の答弁にもありましたけど、先行投資って非常に大事だと思います。今の予算規模だと難しいという話を、今、課長からいただいたんですけど、できたら先に目標を決めて、どういった形で先行投資をするのか、そしてそれに対してどれだけのリターンを見込まなければならないのか、そのためにはどういうふうに動いていかなければならないのかというような考え方が必要だと思っております。

今の答弁だと、どうしてもなるようになるというような形、なるようにしかならないというところからしか始まらないと思うので、今、すごいネット上でもふるさと納税に関しての取り合いというか、広告がかなり増えている中で、日野町が全国でどれだけ名前が響くのか、どれだけ集められるのかというのが、現状の日野町を救う起爆剤になると思っておりますので、ぜひ攻めの姿勢で事を進めていただきたいと思いますというのが、要望で示させていただきます。

3点目、移住促進についてなんですけど、分割なので、これも3つの質問をさせていただきます。

まず第1に、これからの時代、移住促進というのはなぜ必要だと思われませんか。

日野町としての見解を聞かせていただきたい。

2つ目、移住促進について、過去に取り組んだこと、制度やイベント等があれば教えていただきたいです。

3つ目、今、取り組んでいることや、これから取り組む予定のものはありますでしょうか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 移住促進についてご質問いただきましてありがとうございます。

まず、取組が必要な理由につきましては、町の人口減少、少子高齢化等の進展によりまして、地域の活力の低下等、どこの自治体でもそうですけれども、そういう状況がございます。これまでに先人が築かれてきた豊かな歴史や質の高い文化あふれる日野町の魅力を町内外に伝えて、日野町やから住んでみたいと思っていただけるという促進をするとともに、それによって移住につなげて、そして移り住まれた方と一緒に、持続可能な活力あるまちをつくっていくというのが、非常に必要ではないかなと考えているところでございます。

次に、過去に取り組んだことにつきましては、日野町空き家・空き地情報登録制度の運営、空き家見学ツアー、移住相談や移住者交流会を実施させていただいたほか、日野町での暮らしをイメージできるパンフレットの作成、ホームページに移住定住情報サイトの開設、移住セミナーでのPRなどの情報発信の取組を進めてまいったところでございます。

最後に、現在取り組んでいることやこれから取り組む予定のものにつきましては、引き続き日野町空き家・空き地情報登録制度の運営や移住相談、移住者交流会などの取組を進めるとともに、コロナ禍で見合わせていた移住セミナーでのPRや移住定住の情報発信を充実して、移住促進につなげたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 再質問を3点させていただきたいと思います。

今、町長の答弁にあったんですが、移住促進の必要性として、地域の活力が低下していると考えていると。また、持続可能な活力あるまちをつくっていくことが必要であると考えているということだったんですが、あえてもう一度、言葉の意味を教えていただきたいと思うのが1つ目なんですけど、人口減少自体はまちの活力の低下につながると思われませんか。これが1点目の再質問。

2点目なんですけど、移住相談や移住交流会を実施したという取組があったと。あと空き家見学ツアーをしたということがあったんですけど、これって東近江地域内であったり日野町地域内であったり、行政等が主体だったと思うんですが、民間でした場合、例えば自治会や民間の団体がした場合に、それらをサポートするような制度や補助金とかはあるんでしょうか。

3つ目に関して、これに関して、先ほどのふるさと納税もそうなんですけど、どちらかというと外部に情報を発信して、地域に人やお金を呼び込む、いわゆる攻め、営業が必要なものだと考えるんですが、移住政策に関して別部署というか別部隊を立ち上げて、例えば日野町営業部みたいなものを立ち上げて、そういったところでエージェント方式で人を募集して、結果を追求するというような部署を立ち上げる構想というのはありませんでしょうかの3つです。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 1点目の、最初に申し上げた人口減少と移住の必要性みたいなお話のところですけども、多少ちょっと誤解がある説明だったかなと思っております。日野町含めて、今、地方は少子高齢化と人口減少ということがございますけれども、私自身はというか、ここに並んでいる者もそうですけれども、それ自体が悪、悪いものだとは1ミリも思っておりません。それ自体は、人が少なからうがお年寄りが多からうが、この町は魅力的であると思っておりますし、結局それを前提に、特に昭和の時代、人口増、そして子どもが多い、現役世代が多いというのが大前提となって社会の仕組みがつくられてきただけの話でありまして、その前提が違っているだけの話なので、人口が減ることとお年寄りが多いということがあかんということではないと思っております。何が問題かという、仕組みの問題であるというふうに思っています。

そのために持続可能な取組を当町でも様々な分野で行っているわけですが、定住移住という意味におきまして、地域が人手がないから人手のために移住してくれという、そんな話では当然、ございません。そんな労働力かのような話では当然、ございませんでして、誇りある日野町の魅力をしっかり今いる私たちが認識をした上で発信をして、そういう環境を整えて、やっぱり日野町ええところやな、住んでみたいなどと純粋に真正面から思っただく移住が、一番の王道であると思っておりますし、そのためにそういう政策をしてきているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 私のほうからは2点に答弁させていただきます。

まず、2点目でご質問いただきました、民間で行われた場合の移住の相談会なり交流会へのサポートないし補助の制度でございますけども、現在のところはないような状況でございます。

3点目です。3点目は外部から人を募集して、別の部署でということでございます。先ほど町長が最初に答弁されたところとも少し関連があるんですけども、やはり今現在の状況は、人口減少の状況もございまして、やはり町だけでは多様なニーズとか様々な課題に対応することが難しいというふうに考えています。そのこ

とから、行政でできる範囲は一定、限られていると思いますので、様々な住民の方とか民間の企業さんと、こういった方々と協働して施策を進めていく必要があるかと思っています。

そういったことから、役場の別の部署ではないんですけども、そういった方々が例えば法人を立ち上げて、問題意識を持たれる方と協働で、移住も含めていろんな方面でやっていくという施策が、今後、求められるのかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

2番（谷口智哉君） 2番と3番に関してはちょっと、大分かぶっているような再質問ではあるんですけど、私自身、最初からの質問もそうだったんですけど、日野町役場の働き方改革のためには、ある程度業務を分けなければいけないかなど。何でもかんでも民間委託にするということではなく、取りあえず外部に向けて、そして民間の活力というのが活用しやすいような部門に関しては率先して分けていく必要があると思っています。

役場でどうしても人を雇うと、午前中の質疑の答弁ともちょっとかぶってはしまうんですけど、1人を雇うとやっぱり何百万円とか1,000万円とかかかかってしまう中、クラブキュピドンの中で婚活事業のサポートをするときに、10万円援助しますよとかいうような形だったら、民間での活力というのも活用しやすいのではないのか、そういった形で地域の団体や民間の団体というのを育成していくというのも、1つの役場の業務の軽減にもつながっていくとは思っているので、そういった形で検討していただきたいなと思います。また、令和6年にそういった動きとかが見られると、非常にうれしいなと思っています。

最後は要望なんですけど、最終的には少しでも日野町役場で働きたいという人が増えて、働いたからには、男性も女性も最後まで勤めていただいて、この町のこの役場で働いてよかったなど、日野町民の住民福祉の担い手として何十年と携わってきてうれしかったな、そして後輩にもそういった形で働いてほしいなというような形の職員さんが増えることを願っています。

今後もこの質問に関してはどんどん続けていきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） それでは、私のほうからは事前の通告に基づきまして、大きく2つ、ご質問をさせていただこうというふうに思っております。

まず、1つは人と文化をつなぐ次代の観光ビジョンという形を、まず1つ目にさせていただきます。それから大きく2つ目は、すぐそこに迫る労働供給制約社会と、大きく2つに対してご質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の人と文化をつなぐ次代の観光ビジョンという形で、幾つか添付資料をつけさせていただいております。

まず、住民の方から取りましたこちらのアンケートが、ちょっと白黒やと思いますけども、つけさせていただいております。それから文中の中に出てきます、日野町総合計画、上位計画になります。それから、先日、渡していただきました日野町くらし安心ひとづくり総合戦略第2期の施策の検証結果報告書、令和4年度ということで、綿向山青年の塔プロジェクトを載せていただいておりますけども、これを参考にやっていきたいと思っておりますので、特にアンケート、住民の方からのご意見が書いていますので、反映をさせていただきたいと思っております。

第6次の総合計画のほうの政策の柱2、暮らしを支えるしごとづくり、政策④まちの魅力を活かした賑わいの創出、政策の柱1、未来を担うひとづくり、政策②生涯にわたる学びと活躍の推進、政策の柱4、住みたくなる都市基盤づくり、政策⑧居心地のよい都市環境の整備について、関連としてお聞きをいたしたいと思っております。

まず、日野町の10年から20年先を見据えたときに、大きな課題となる文化の承継と地域コミュニティの再生、前回9月議会の私の一般質問内において、豊かな文化を次代につなげるためにという項目で質問をさせていただきました。そのアンケート結果、それから議論を通じて見えてきた一定の住民さんの意識に着目をしました。有形無形の文化を中心とした日野町の優位性は大切であると感じる一方で、そのことを内外に発信する意味合いや、若年層、子育て世代へのアプローチの難しさは浮き彫りとなっています。

現在進行中の文化財保存活用地域計画策定についても、行政、それから関係者の動きを含めて、大変期待をされているところではありますが、私たちが日常を過ごす中で得られる実感を持ちながら、文化、観光、教育を連動させて考察、発信をしていくこと、地域住民の方々にもご理解を頂き、一人ひとりが広告塔となり発信してもらうことは、中期的な日野町の持続可能的ストロングポイントになると感じています。

誤解を恐れず言うならば、その点について、住民参画のスピードを速めていかないと、日野町のよさは時代とともに風化をしてしまう可能性があるということですね。この町の中期的な生き残りをかけた重要な局面であると思っています。

なぜ、今、改めて観光を取り上げるのか。それは、人の営みや町の歴史を含めた蒲生氏郷公、近江日野商人の息遣い、私たちが受けてきた恩恵を改めて認識をして、感謝をしなければならないという思いからでした。

大きな定義として、観光は文化遺産、自然環境、各地の伝統のよき保護者となるべきであり、よく保存された自然環境や文化遺産は、非常に貴重な観光資源である。観光はそれらの破壊者ではなく、保護者となるべきである。対象者には、旅先で触

れあう豊かな自然に対する謙虚な気持ちと、異質な生活や文化等に対する寛容な心と尊敬の念が要求をされる。観光資源への思いやりの心は、観光に最低限必要とされるマナーであるというふうに言われています。一方、観光は破壊されやすい文化遺産、自然環境等を保護、保全するために必要な資金、経済力を提供することができると思っております。

このような観点から、観光産業においても、既存の観光施設の有効活用を図りつつ、自然環境、文化遺産、各地の伝統の保護・保全の責任を適切に分担すべきであり、地域の責任者は、観光資源の保全、活用、開発の調和を図り、協働して持続可能な観光を実現すべきであるというふうに定義づけられております。

今回の議論を進めるにあたりまして、町内在住の20代から80代の男女の方60名という形で、150名の方に送らせていただきまして、60名の方、回答率40パーセントということで、ほぼ世間一般の回答率と同等という形になっております。町の観光をどう思うかということで、アンケートを実施しました。

全体を見てみますと、日野町は観光地ではないと思うが、資源は随所にあると認識をしている、オーバーツーリズムに対する不安がある、シビックプライド、郷土愛は比較的高い水準にある、新たな視点からの施策を必要としているという4つが大きなポイントと私は思っておりますが、アンケート内、⑩の観光とまちの文化継承は繋がっているものだと思いますかの項目で、そう思う、何となくそう思うと答えられた方が約7割という住民意識の表れは、無視できない日野町の大きな特徴であるとともに、これからのアプローチを考える根拠となります。

このことから、他の地域にはない、まねごとにならないユニークネスな観光分野の創出が重要であると考えます。マーケティングの観点なども入れて、ブランド、それからコンセプト、やっぱりターゲットをしっかりと絞る。ここが日野町、少し弱いところかなと思っております。どういった方に来ていただくのか、差別化を図る。そして日常的に住まれている住民の行動を考察、なぜその行動に至ったのか、原因と結果について仮説を立てるということです。

人が行動する背後には、2つの心理が影響すると言われております。1つは生物としての行動心理、もう1つは国の、まちの文化で形成をされる行動心理ですということで、日野町の文化的優位性をどう住民の皆さんに肌感覚で感じていただくか。強みであるふるさと教育と文化承継を絡めて、持続可能なまちづくりをしていく必要があると考えます。

生まれ育った地域への郷土愛、地元愛という感情と、シビックプライド、特定の地域に対する感情を織り交ぜて、自分が暮らすまちに関心を持ち、日々の生活を営んでいただけるよう、新たな角度からアプローチを試みる時期に来ています。

日野町くらし安心まちづくり総合戦略の施策の検証結果報告書のまとめのここ

ろにも書いてあったんですけども、効果を高めるための提言という部分で、まず1つ目、地域経済の質的な変換、それから住民自治の質的な転換、それから担い手の育成、それから最後に施策ごとの連携と施策の総合性を意識した事業展開が必要であるというふうにも見られていたというふうな結果が残っています。そういった前提を踏まえて、6つ、ご質問をさせていただきます。

まず、1つ目がアンケート結果から見える住民の意識への当町の捉え方。

それから2番目、現時点で当町の観光に対する優位性と劣位性への認識は。

3番目、現在の観光施策とそれに伴う成果、イベントやSNS等です。

それから4番、類似団体等と比較した観光に対する予算規模、人員は適正かどうか。

それから5番目、観光分野を担う諸団体や民間企業等との連携や事業内容はどうか。

それから最後、6番目、文化承継、教育的視点を織り交ぜたこれからの日野たらしめる次代の観光ビジョンの策定予定はあるか。

この6点をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、人と文化をつなぐ次代の観光ビジョンについて、ご質問を頂きました。

1点目のアンケート結果から見える住民意識への当町の捉え方につきましては、アンケートからは参考になる様々なご意見を頂いたところでございます。特に⑦日野町にこれまで以上に観光客に訪れてほしいと思いますかという質問に対して、65パーセントの方がそう思う、または何となく思うと回答されています。また、⑩の観光と町の文化継承はつながっているものだと思いますかという質問に対しては、70パーセントを超える方がそう思う、または何となく思うと回答をされています。この結果から、住民の方が日野町の資源に誇りを持っていただいていることや、日野町の歴史や文化等の魅力を観光というツールを使って広く発信し、より多くの方に知ってほしいと思っておられると考えております。

なお、第6次日野町総合計画策定に際し、町が行った住民意識調査においても、約70パーセントの方が歴史・文化資源が多い町と回答をされており、町民の皆さんの中に文化のある町という意識は定着していると、再認識をしたところでございます。

2点目の現時点で当町の観光に対する優位性と劣位性の認識につきましては、大型集客施設であるブルーメの丘があることや、寺社、町並みといった歴史的な観光資源が多くあること、近江日野田舎体験事業に代表されるような、日野町でしか体

験できないことがあることが、他の町にはない優位性と考えられます。一方、交通の便や宿泊施設が少ないことによる滞在型の観光でないことは、劣位性であると考えております。

3点目の現在の観光施策とそれに伴う成果につきましては、これまでから町の日野祭や町並みなどの「まちのたから」である歴史文化や自然などの地域資源を活かした誘客を進めてきています。近年では近江日野商人の精神文化や商法などを紹介するための近江日野商人ふるさと館の整備や、まちなかへの観光客の誘客による賑わい創出を目的とした、近江日野まちなか観光交流拠点施設を整備してまいりました。また、町の玄関口である近江鉄道日野駅も、住民の皆さんのご協力を賜りながら、再生プロジェクトを実施してきたところでございます。

近江日野田舎体験などの体験型観光でも、現在まで4万人を超える受入れがございまして、関係人口の増加につながっております。また、近年は観光誘客のツールとして、デジタル技術を活用した町内誘客周遊イベントの実施、近江日野ふるさと大使等によるSNSでの発信、民間事業者が行うイベントに積極的に関わり、日野町の魅力発信に努めております。

今後も引き続き観光協会などと連携し、時代の変化に対応した情報手段を効果的に活用し、新たな観光誘客と関係人口の増加に向けて取り組んでいきたいと考えております。

4点目の類似団体等と比較した観光に対する予算規模、人員につきましては、観光費のみでは公表されているデータがなく、全国的な比較は難しいところではありますが、近隣自治体と比較する中では、同程度の予算規模となっております。また、人員につきましては、類似団体別職員数の状況によると、他自治体と比較すると当町のほうが若干少ない状況となっております。

5点目の観光分野を担う諸団体や民間企業等との連携や事業内容につきましては、まず、観光分野担う諸団体として日野観光協会がございしますが、日野観光協会とは、町の観光事業を推進していく両輪として、日々連携を図りながら事業を進めております。ひなまつり紀行、栈敷窓アートを実施されている地域団体と連携したまちなか観光も推進をさせていただいています。

また、人員、財源も限られた中、持続可能な観光振興のためには、民間事業者との連携は重要であると考えておりまして、本年は町の観光周遊イベントのPRに、県内の民間事業者と連携させていただいたほか、規模の大きなマルシェにおいても、町の観光PRも実施してきたところでございます。

最後、6点目の文化承継、教育的視点を織り交ぜた、これからの日野たらしめる次代の観光ビジョンの策定につきましては、観光施策を推進する上で、当町への来訪者だけでなく、受け入れる町民側も、日野町に対する誇りを持って来訪者を受け

入れることが重要であると考えております。その誇りは先人が築いてこられた歴史、文化であり、近江日野商人の三方よしの精神などは、現代社会にも通用する日野町の先人が生んだ世界に誇れる考え方であると思います。

時代の変化とともに観光の在り方も変わっておりますが、このような考え方を当町の子どもたちにもしっかりと伝承していけるよう、現在策定中の日野町文化財保存活用地域計画をしっかりと意識をしながら、日野観光協会とも思いを共有させていただき、まずは今後の観光の在り方を関係機関で議論し、観光ビジョンの策定を検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 今、町長のほうからご答弁を頂きました。

それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず、1番目、アンケート結果から見える住民の意識の検証という形で、幾つかご質問させていただきます。

まず、1番目、こちらの表のところで日野町は観光地だと思いますかというふうな問い、単純な問いなんですけども、そう思う、何となく思うというのが約40パーセントぐらい、それからどちらでもないというところからあまり思わないというのが大体60パーセントぐらいあるということです。ということは、一定に判断はできないんですけども、住民の方はもう、日野町は観光地ではないんだなというふうな認識をお持ちじゃないのかなというふうに考察をしています。それが大前提で、今回のお話をさせていただいております。観光の資源はあるんですけども、観光地として名をはせている市町と同じような施策をしても、日野町は生き残れないということが、これで見えてくると思います。

その中から、まず、①のところで、アンケート結果に書かれています2枚目の表、日野町の観光と言われて足りていないと思う部分はこのところで、複数回答なのでパーセンテージではないんですけども、規模は別にして、観光施設というものはなかなか、非常に難しい部分も現実的にあるのかなと思っておりますが、先ほどの答弁でもありました宿泊施設は劣位性の中に入ってきますので、現在の財政を踏まえた中期的な観光施設、それから宿泊施設についての計画、それから民間との協働というのはマストになってくるかなと思いますので、企業等民間との連携は現時点でどうかということが①の中から1つ。

それから、最後のアンケートの自由記述の中で、全てではないんですけども幾つか列挙しました。一番下に、行政がそれなりに中心に動かなければ進まないと思う、また民間もそこに合わせて動かなければ、観光としては成り立たないというふうな書き方がされています。現在、担当課も含めて、限られた人員の中で観光協会さんとも連携を取り、一生懸命、十分やっつけているというのが前提であるんで

すが、住民の方からやはりこういうふうな意見が出てきていますので、行政が中心に動かなければ進まないと思うということに対して、どういったことを思われているかというのが、①の中から今、2つご質問をさせていただきました。

それから、②はもう今、①と一緒にですので、その2つに含まれております。

それから、③現在の観光施策とそれに伴う効果をお答えいただきました。そこで1つ質問がございます。観光客の動向調査とか、あと観光客数、あとSNSのフォロワー数とかイベントでの動員数というのは、どういった方法で蓄積をされて評価をされているのか、分析されているのかというのが、具体的に何か1つの方法でもいいので、あれば教えていただきたいというふうに思っております。

それから、5番の観光分野を担う諸団体や民間企業との連携や事業内容はこの形で、観光協会というのが多く出てきています。実は先日、観光協会の会長、それから局長とも、この間の日野町の観光における状況をどう思われているかということをお話しさせていただきました。日野町観光協会ではなく日野観光協会というふうな設定がされたのも、以前の議事録、それから先輩方にお聞きしていると意味があるというふうなところで私も認識していますが、大きな役割を担う観光協会との関係性、観光協会が置かれている状況と、具体的にどのようなビジョンのすり合わせを、行っていますと書いてあるんですが、どのようにビジョンのすり合わせを行っているのかどうかというところ。

それから、もう1つはすり合わせを行うビジョン自体があるのかなのかというところで、何か計画があって、それに対して進捗が進んでいるかどうかというふうに進んでいくのが大体の施策やと思いますので、すり合わせるであろう大本というのは、今、設定をされているのかどうか、その点をお聞きできればなと思っております。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） ご質問ありがとうございます。

まず、観光施設、劣位性の施設としての宿泊施設等が不足しているという点が1点あったかと思ひます。現在、宿泊施設というのは日野町には数が少ないところでありまして、多くの方がやはり、ここの滞在型で、例えば1泊2日等ですとか、帰省で帰ってきたりとかも含めまして、施設がないというところではお声は頂戴しているところでございます。

これにつきましては、特に町で誘致とかというところで今現在のほうは進めていないところで、どうしても民間の方がこの地を希望され宿泊施設を建てるというような計画がありました際には、そこのご支援等はさせていただこうと思ひしておりますが、今、現時点ではこちらのほうが積極的というところは、ちょっと動けていないところでございます。

あと、自由記述のほうで、行政がそれなりに中心に動かなければ観光施策が進まないと思う、また民間もそこに合わせて動かなければ観光として成り立たないという点があったかと思います。確かに現在のところ、そのようなご意見も確かにあると思います。以前までは、確かに行政のほう为中心で動いてきたというのがありますが、現在におきましては観光の在り方も変わってきて、民間の方がいろんなイベントをされることも増えてきましたし、観光といいますのは商店も含めまして、お店も動いてきているところがございます。そこは大いに活躍いただいているとありがたいところです。そこを例えば、そのPRをすとか、点と点を結ぶとか、その辺にありましてはまた、こちらのほうが中心に、より民間のほうがより活発な活動ができるよということ、行政が中心にさせていただくべき点やと考えております。

あと、観光客数の調査につきましては、県のほうからの依頼がありまして、入込客数調査というのがございます。町内の、おおむねですが1,000人以上が集客できるような施設、イベントとかについての調査をさせていただいております。この調査によると、日野町のほうではコロナ前ですと約70万人以上超える方が入られているとかということが調査で分かっております。施設におきまして、やはりブルーメの丘とかが一番大きい施設であります。それ以外に、例えばゴルフ場でたくさん人が来られています。あと、また日野祭等にもたくさん来られているということがございます。それ以外の小さな、町が主催する、関連するような日野祭の人出ですとか氏郷まつりという人出については、こちらで把握させていただいているところです。あと、ふるさと館ですとか商人館とかのほうは把握させていただいておりますが、ちょっと規模の小さなものまでは把握をしていないという状況になっております。

あと、フォロワー数とかについても、少しこちらについては、ちょっと若干、今は把握はできていないというところがございますが、町のほうよりも観光協会が中心に観光情報については発信をしているところがございます。

あと、諸団体との連携で、観光協会とのすり合わせということでご意見いただきましたけれども、今、予算とかを立てるときにつきましては、来年の町の事業とか、観光協会では何か事業を計画されているところについては、すり合わせをさせていただいております。ただ、その大本になるような大きなビジョン的なものにつきましては、過去に立てたものがありますが、今、更新できておりませんので、そこについて、計画、ビジョンのほうをつくるということで、今、課内のほうではそれについて検討しておりますが、観光協会とつくるということの前提でお話をさせていただいておりますけれども、具体的に考え方等については、まだちょっと課内の域を超えておりませんので、今後、観光協会と調整させていただいて、進めていきた

いと考えているところがございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 課長のほうからご答弁を頂きました。1番、2番に対しては、点と点を結ぶというふうなところを行政で意識してやっていただくというところでもあります。質問ではないんですけども、この11月も、先ほど谷口議員のお話もあった、町長もかなり動いていただいて、もう毎日、毎週、イベントで、どっちのイベントに行ったらいいのだろうかというのは個人の自由なんですけど、かなりイベントが重なる、ちっちゃな町なんやけども、西、南、北、いろいろ、東と、かなり同日に比較的大きなイベントが重なってしまうというふうになると、町としてはどっちを推すのかというふうなところにも関わってくると思いますので、総合調整として、町の観光としては何を売りに今月はしていくのかみたいなほうのビジョンもあればよいかと思いますので、ぜひ点と点を結ぶというところを意識いただいて、各それぞれの出されている方のご意見とか、それから時期的なものは重なるのは致し方ないんですけど、それぞれが思われていることとかみたいなのも集約していただくのも1つかなと思いますので、それは実際にこちらのアンケートの中にも、何かかなり重なっているんで、結局どこにも行きませんでしたというふうなところもご意見として、私の意見ではないので、いただいていますので、それもやっぱりあるんじゃないかなと、私も11月、感じましたので、そういった点で、点と点を結んでいただきたいなと思っております。

それから、③の再質問になりますけども、今、実際、日野町として観光のSNSというものの、職員の単独のものというよりは日野町の観光で、商工観光としてSNS的な情報発信というのはどういったものをやられているのかというのを、ひとつお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、最後、⑤のところ、⑤、⑥の共通ですけども、観光協会との関係性というところでもありますけども、今現在はどれぐらいの周期といいますか、毎日ではないと思うんですけども、1週間に1回とか、日野町の観光、どういった状況にあるかというのをどういった形の方法ですり合わせをされているのか、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

以上2点、ご質問いたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） 2点いただきました。

最初、③のところのSNS等の発信というところがございますが、現在、町のほう、商工観光課としては、公式でアカウントとかで発信しているというのはございませんので、個人のほうが何かそういうような町の情報発信をするということはありませんけれども、公式アカウントで商工観光課というものがいないところがございます。

す。ただ、日野観光協会におきましては公式でありますので、そちらのほうから発信ということは中心にさせていただいておりますので、フェイスブックとインスタとか含めてやっております。町のほうでは、ホームページと「日野め〜る」というのが今現在、主なところにはなっております。

あと、5番、6番の観光協会のほうでございますが、定例会につきましては、ほぼ全職員が関わってというところでは月に1回やっておりますのと、あと、それとは別に日野観光協会の前でみかくという、新館といているところですが、その上に関しましては、それと別にまた打合せをさせていただいております。あとは個人で、いろんな事業とかの打合せ等につきましてはもう、随時ということになっておりますので、その都度調整をさせていただいております。

以上となります。よろしくお願いたします。

すみません、ちょっと追加でさせていただきます。観光協会のSNSの発信につきましてですけれども、こちらのほうは、町のほうが委託事業として、観光協会に委託事業の中でやっていただいているほうになります。委託事業の中には、観光協会のほかに、あとふるさと館と商人館、3館含めたSNSの発信のほうを、町の予算を見て委託事業としてさせていただいておりますので、その点、付け加えさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 課長から答弁いただきました。今ありましたように、観光協会へのSNSの委託等はあるということで、形としては取られていると思えますけれども、担当の職員さん等、一生懸命いろいろ発信をしていただいているとは思いますが、行政、短期的に結構、人事異動とかやっぱりある職業やと思っています。道半ばでやはりそういった思いが切れてしまわないように、システムとしても、個人の力量とか思いというのも非常に大事で、それが町役場のいいところだとは思いますが、例えばまた違う方がなったときに、発信力が弱まってしまうところだと、やっぱりお金をかけていても駄目なのかなと思いますので、そこら辺はちょっと工夫をしていただいて、システムとして誰がやっても残るような形を、ちょっと要望として取り入れさせていただきたいので、よろしくお願いたします。

それから、最後、日野町の観光とか文化承継、どうしていくのかと思ったときに、私の家に、実は私が生まれる前の年に、42年前、昭和56年に日野町と日野観光協会が発行した日野その歴史と自然の1ページ目にこんなことが記されています。滋賀県日野町、この美しい鈴鹿路の風物と歴史が刻んだたたずまいが、ここを訪れる者の心にしみる、それが故国日野の町である。こういったことを言い切れる町というのは全国にも私、少ないかなと思いますので、今ある文化承継への問題、担い手の育成、唯一無二の存在感を、観光の視点からも町全体でじっくり考えるこ

とを切望して、1つ目の質問を閉じたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2つ目のご質問で、大きく内容のほうは変えて質問をしていきたいと思えます。テーマのほうは、すぐそこに迫る労働供給制約社会という形になっております。添付資料もちょっと多いんですけども、つけさせていただきます。表裏で2枚になるのかな。リクルートワークス研究所が出された未来予測2040、私、ちょっと原本を持っていますけども、こちらのほうも掲示許可を頂きましたので、皆さんのほうにつけさせていただきます。それを基にお話をしていきたいところと、日野町総合計画を基にお話をしていきます。

総合計画の政策の柱2、暮らしを支えるしごとづくり、政策③生活の基盤となる町内産業の持続の発展、それから政策の柱3、安心・助け合いのくらしづくり、政策の⑤健やかで思いやりのある地域共生社会の形成、それから政策の柱5、みんなではぐくむ地域づくり、政策⑩時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営関連について、お聞きをいたします。

午前中の質疑の内容にもありましたが、人手不足、特に保育関係、それから教育、それから介護・福祉、どうするのかということで、各議員のほうからも問合せがあったというふうに思っております。当然、行政として雇用の確保、それから人材の確保に努力をする、それからその確保に動いていくということは、私、大変大切やとは思いますが、国内全体で見ると、各市町で取り合いをこの先していても、なかなか突破口が難しいなというふうな時代に入ってきたんだろうと思っています。

先ほどの町長のお話もありました。少子高齢化が駄目ということは私も思っておりません。しかし、やっぱり人口動態の変化と供給のバランスが崩れてくる、一気に崩れてくるというのがこの先20年というのはデータからも出ていますので、そういったことに非常に危機感を感じていますので、今回の、町だけではなくて国内全体のことについても日野町議会でも考えたいというふうな形で提案をさせていただきます。

人手不足という言葉、少子化と高齢化の構造的要因が問題を加速させ、国内において聞かない日はないほど大きな事柄として取り上げられています。そのこと以上に、私自身のこれまでの職業の経験、それから日々、元同僚の方であったり、いろんな業種の方から聞こえてくる現場の声から、これからの仕事に対する非常に強い危機感を持っています。これからの住民福祉を担う行政運営の維持と変革、住民の方々の働き方の変化とコミュニティ再生への糸口、日野町という2万人規模の町がこれからどのような道を歩むべきかを考える上で、国内全体の状況も注視を続ける必要があると思ひ、今回の内容に着目をしました。

その中から2つのキーワードが浮かび上がってきました。ワーキッシュアクトと

ミドル層の仕事の在り方です。人と組織に関する研究機関であるリクルートワークス研究所では、労働市場調査、研究成果、個人のキャリア、人材マネジメント、人材ビジネス、労働政策など、これからの仕事を取り巻く状況をテーマとした未来予測2040を提示されました。その一文の中に、配付資料の中にもありますが、こうい
ったことが書かれています。

予測不可能な時代、非連続な変化が目まぐるしく起こる時代に、なぜ仕事の未来予測に取り組む必要があるのか。リクルートワークス研究所では、これまでもおよそ5年間隔で未来予測シミュレーションを実施して、働くことの未来像を提示してきた。そして今回の未来予測は、過去あまり扱われてこなかった日本社会におけるある逼迫した状況に、我々が強い問題意識を持ったことに起因すると記されております。

配付資料②の2、最新シミュレーションから分かったはたらくの未来に記されているグラフの下、2030年に341万人、2040年には1,100万人余りの労働供給が不足をするというふうなデータが出ております。人材の確保というのが毎年、これから深刻化をしていくであろう状況というふうなものが示されています。全てこれが正解というわけではないんですが、野村総合研究所とか、いろんなどころの研究成果も見ると、おおよそこのデータというのは信憑性があるのかなと私は思っております。

その中の大きなテーマ、労働供給制約社会がすぐそこに迫っているという事実、単なる人手不足論ということではなくて、私たちが今まで受益してきた、享受してきた生活を維持するために必要な労働力を、日本社会は供給できなくなるのではないかという問題意識です。現役世代の急減、私たちの世代も含めてと、高齢人口の増加が並立する人口動態の時代が始まろうとしています。既に人口減少が進む今、就業者数が増加する直近までの状況から、課題が先送りをされてきた傾向、国全体も含めて、私も仕事をしていてそういうふう感じておりました。深く言及をされてこなかった社会自体の高齢化は、著しい労働の需給ギャップ、需要過剰をもたらすと考えられています。

人というのは何歳になっても労働力を消費はしますけども、やはり年齢を取るとともに徐々に労働力の提供者ではなくなっていくというのはもう、人間の本質的なお話かなと思います。この社会で最も懸念をされるのは、生活の維持サービス、例えばもう、物流に関してはかなり改革が始まって、かなり緊迫した状況になっています。それから各工事等もありますけども、建設・土木、介護・福祉、接客・給仕などの職種は常に、既にもう需給ギャップが顕在化をしているということで、もう皆さんもご存じかなと思います。その中に先ほどの質疑の議論も入ってくるのかなと思っております。

このままこういったものを放置してしまうと、暮らしに大きなダメージを与える

可能性が高くなるという形で書いています。今、ボタン、スマホのクリック1つでいろいろなものが配送されています。その部分、それからごみの処理は町の分野でもありますけどごみの処理、それから災害とか大規模災害、自然災害からの復旧復興、それから保育や介護サービスという、私たちが暮らす日野町の中においても、労働供給制約社会というものの影響はもう、確実に受けるであろうというふうに私は思っております。

人口動態の統計はもう、確実な予測データであるということが大きくありますので、この性質と高齢化の進捗、2つの事象、日本全体の今後を占う上で、確実かつ避けては通れないという状況です。

じゃ、何をしても駄目なのかというふうなところですが、4つ、大きくこの中で課題解決策が模索をされています。

まず、1つ目は徹底的な機械化と自動化です。製造業等はまだ10年ぐらい前から、かなりデジタル化と機械化と自動化が進んでいます。ただ、今、その岐路に立っているというのが現実です。

それから、同時に無駄の改革。町長も最初になられたときに、やらなくてもいいものは何ですかというふうに、総務課長ともよく言われていますけども、やらないものは明らかに認めて諦めるというふうなところは言われていたと思います。

それから、もう1つはシニア層の小さな活動ということで、これもシルバー人材さんの活動をされている、お世話になっている部門とか、他団体の皆さん、先輩方の層の小さな活動。

それから、最後にワーキッシュアクトという考えです。ワーキッシュアクトというのは造語、リクルートワークス研究所から出てきた造語になりますけども、何か社会に対して提供しているかもしれない、本業の仕事以外の活動、まさしく地域活動と呼ばれるものが当てはまります。独自の調査では、現在25.6パーセントの人々が何らかの活動を含めた活動をしているというデータが、こちらのほうからも参考資料のほうにつけさせていただいております。日野町の歴史を含めた住民活動、先ほどの文化継承も含めて、住民活動の優位性と、新たな時代の地域共生、担当課も含めて、地域共生の観点からこのことを重点的に分析して、行動に移していく必要があると考えます。

配付資料2の②の4、一番最後のところ、ワーキッシュアクトの実施率というところに図の表7というふうに書いてありますが、ここにどういったものが内容としてありますかと書いてあります。自治会、PTA、子ども会、農作業、自然保全、スポーツ・芸術の指導、清掃活動、消防団、防犯、民生委員・児童委員の活動など。

日野町、現在進行中の地域活動は、私は国内ワーキッシュアクト先進事例のモデルケース自治体となるべき内容の質に日野町はあるというふうに思っています。な

なのでそこが私、1つの解決策かなというふうに思っています。

日野町をやはり少しでも世の中に示していきたいということで、私も思っておりますので、この部分はちょっと注視をしていきたいと思っております。ワーキュアクトがその1つ。

そして、もう1つのテーマは、行政運営を維持していく上でのミドル層の仕事の在り方です。この数年を見てみると、一般の企業は中核を担う管理職に異変が起きていると言われております。働き方の改革、コンプライアンス、労務管理、実績目標、イノベーション、人材育成、恐らくかなり仕事を抱えられて、背負いながら日々過ごされていると思いますけども、多様化するニーズに対応していくということで、日野町におきましても、行政運営維持に関して、10年先を見据えた取組が必要となってくると思っております。

現在の役場の執行体制をそのままの形で中期的にスライド、数としての人手、それから質の部分は時代によっても変わってきますけども、数としてスライドさせることは、前項で取り上げた人手不足の観点からも、非常に難しいと想定をされます。平成の社会情勢、行政改革で進められた現在の中堅層、中堅層に当たる世代の雇用者数の減少、それから離職率や求職者の現状など、行政を構成する人員の数としての確保は、これからますます厳しくなります。

全体的な業務改革やDX推進に対しては必要不可欠であるとともに、個人が感じる、それぞれの仕事のやりがいをどのように創出していくか、地方公務員が、安定した雇用環境にしながらチャレンジできる未来を与えてくれる職業だと、これから未来を担う世代の皆さんに感じていただける仕組み、それから、町役場だからこそ魅力的な部分があると総務課長もおっしゃられています。そういった部分で、町役場だからこそ、働いていただいてこんなことがあるというふうな提示も含めて、私は必要だと思います。

以上の前提を踏まえて、5つの質問をさせていただきます。

まず1つ、国内全体の人手不足や労働供給制約についての当町の見解。

それから、②地域共生や住民福祉に寄与をする各種の団体の皆様の取組、それから現状をどのように捉えているか。

それから、③ワーキュアクトの視点から考える住民の活動と行政との連携や役割分担のこれからは。

④実際に行政運営をしていく上での現在の変革の状況と成果、課題は。

それから最後、仕事のやりがい創出に向けての取組はということで、以上5点をお聞きします。お願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、すぐそこに迫る労働供給制約社会についてご質問

を頂きました。

1点目の国内全体の人手不足や労働供給制約につきましては、人口減少、高齢化、若年労働力の減少などの要因による国内の労働力の供給不足は、今後、将来の話ではなく、今まさに農業、建設、製造、福祉、介護など、あらゆる現場で起こっている状況と認識をしております。当町でも多くの企業・事業所において、人材確保や人材育成に苦慮されていると聞き及んでいるところでございます。

2点目の地域共生や住民福祉に寄与する各種団体の取組、現状をどのように捉えているかにつきましては、庁内において、住民福祉に寄与するため、地域づくり、子ども・子育て、障がい、高齢・介護、生活困窮等の生活課題に対して、民生委員児童委員協議会や日野町赤十字奉仕団等の各種団体の皆様が熱心に取り組んでおられ、他市町にも誇れるまちの宝であるというふうに考えております。しかし、長きにわたって受け継がれてきた歴史ある団体におきましても、組織の高齢化や成り手不足等から、将来的に活動が維持できるかという不安や課題を抱えておられる状態があると認識をしております。

一方で社会情勢が変化してきたことにより、これまで問題と捉えられてこなかった町の新たな課題に対し、高校・大学生等の若い世代から、定年退職された世代といった幅広い年代の方が自ら気づき、行動されることで、新規で発足する団体も複数見受けられるようになってきたところで。

3点目のワーキッシュアクトの視点から考える住民活動と行政との連携や役割分担につきましては、人口減少社会を迎え、行政サービスをどう維持していくかは重要な課題であると考えております。これまでも住民活動と行政の連携では、ボランティア活動や各種団体との協働に取り組んできたところですが、人との交流や自らが楽しみながら行う活動が、結果として誰かの困り事の解決などにつながるワーキッシュアクトの考えは、これからさらに注目される視点と考えております。この考えと行政がどう連携できるかについて、他の自治体の事例なども参考にしながら、研究をしてまいりたいと考えております。

4点目の現在の変革状況と成果、課題につきましては、これまでの取組の主なものとしまして、職員の採用では、入庁後のミスマッチを少なくするための採用説明会を開催するほか、経験者採用の実施や採用試験の回数を増やすことにより、幅広く人材の確保に努めております。また、多様な働き方を認め、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を進めるため、在宅ワークの試行や時間外勤務の縮減を呼びかけ、育児休業取得を進めるためのハンドブックの作成などに取り組んでおります。

DXによる業務改善では、チャットシステムの導入や保育システムの導入により、職員の働き方改革や業務の見直しにつながっているものと認識をしております。さらには職員の成長を通じた組織パフォーマンスの向上や、多様なワークスタイルと

ライフスタイルの実現により、優秀な人材の確保につなげていきたいと考えております。

そして今年度から働き方・業務改善推進本部を立ち上げ、ワーキングチームを中心に、働き方や業務改善について、職員全体の意識を向上させる工夫をしながら、組織全体の働き方改革と業務改善に着手をしたところです。課題としましては、限られた組織体制の中で先を見据えて取り組むことは、一時的な業務負荷にもなり得ますが、職員一人ひとりの意識の変革を職場全体の改善につなげてまいりたいと思っております。

最後、5点目の職員の仕事のやりがい創出に向けた取組につきましては、職場内のコミュニケーション活性化を目的にした1 on 1ミーティングの実施や職員研修の実施により、職員一人ひとりの心理的安全性の確保と、能力を引き出せるような職場環境づくりを目指しております。また、日野町という住民力の高い町において、担当業務を通じ、住民の皆様の生活向上に貢献できている実感や、各種団体の事務局を担当させていただき、事業を成し遂げた達成感、住民の皆様の主体的な取組や活動に触れ、職員が住民の皆さんのために働くことのやりがいを感じる中で、この町の職員としての自信と誇りを醸成することを目指しております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1番（福永晃仁君） 町長のほうからご答弁を頂きました。

それでは、ちょっと再質問を、各項目ごとにさせていただきたいと思っております。

まず、今、ご答弁の中でもありました、国内全体の人手不足や労働供給制約についての当町の見解というふうなご答弁の最後のほうで、当町でも多くの企業・事業所において人材の確保や人材育成に苦慮をされていると聞き及んでいるところですが、具体的には、2つほどでいいので、どういった分野の方で、どういった事業所の方が非常に人材確保や育成に苦慮されているのかということをお聞きされているのか、2つぐらいで、例、よろしいので、2つぐらいお聞かせいただきたいのと、逆に発想の転換で、人は足りているんやけどというふうに言われているような業種を、行政との関わりで、一般企業等の中で、人は足りているのか、うちは十分人はあるののと、どっかに行っていたりとか、人材の派遣であったりとかいったところで前向きにお話を聞いているところがあるのかどうか、①の中から、今聞いている、苦慮されているところが2項目ぐらいと、あと、逆に人が十分うちは足りているよというところが、もし今の時点でありましたら、ぜひお答えいただきたいなと思っております。

それから、②、③について、連動しますので、②、③で再質問をさせていただきます。ワーキッシュアクト、地域活動は、多様な報酬を設計できる可能性が、行政には報酬を設計、国の制度で決まっているものに関しては厳しいですけれども、それ

ぞれ独自で設計をすることもできるというふうに思います。報酬設計を後押しできる立場として行政もあります。例として、ドイツのミニジョブという制度、少額ですけれども制度的に収入が非課税というふうな金銭的なインセンティブもあるというふうなところであります。

その部分で現在、この中で2つお聞きしたいんですけども、現在、副業的な立ち位置で行政の仕事を補完できる可能性がある分野というのは、民間の中であるかどうかというところが1つ。それから、現在の住民活動に報酬手当等が設定をされていると思うんですけども、これの改定を検討したり、予定等はあるのかどうかという2つを②、③でお聞きをしたいというふうに思っております。

それから、④行政運営をしていく上での現在の変革状況と成果課題ということで、町長のほうからもお話を頂きました。先ほどの谷口議員のお話の中の答弁でも、非常にたくさんの方を現実的にやっていたというふうに思っています。当然、ワーキングチームの改善の内容とか、食堂でポストイットを貼っていただいて、いろいろと同世代の方が中心でやっておられますので、いろいろ厳しいところもお聞きをしました。実際に普段の業務プラスアルファのところ、ワーキングチームに加わられると思いますので、そこをならしていただくのが管理職の仕事かなと思います。前向きなやはり改革をされているなというところが、前提として私は思っています。

それから、DXに関してはチャットシステムとか保育システム、先ほど保育ICTのお話も午前中ありましたけども、そういったところで導入をされているというところなので、行政運営をしていく上で変革をしようというふうにされているというところの心意気はすごく感じてきています。その中で、デジタル化という部分で、生成AIについての議論が今、学校教育等でも行われています。なじみのあるオフィスソフトについての機能とかも組み込まれるようになって、結構身近な存在として私たちの目の前にあって、ある本を読んでいると、忘年会で今年の部署に配属された最も優秀な同僚は誰だろうというところで、生成AIだろうみたいな会話がもしかしたら起きてくるんじゃないかというふうな時代に、私、本当に入ってきたんじゃないかなと思っています。そのことをいいか悪いかというのは、書いてあったんですけども、そういった部分で私、危険性というか、やはり気をつけなければならない部分もあるというところで、今、行政内の生成AI等の使用、それからこれからの検討事項について、参与もお越しいただいていますので、どういったふうにされているのかどうかというところ。

④でもう1つ、ワーキングチームとかいろんなところの働き方改革は、どちらかという中堅、それから今実際に仕事をしていただいている私たち世代といいますか、働き盛りの方に向けての施策なんですけども、私、労働組合も前回まで役職を

やっています、前職で、実は工場長とか管理職の方とよくお話をすることがあって、非常にコンプライアンスが厳しくて、管理職の皆さんも非常に頭を悩ませながら、ご自分もご家庭があったりとか、いろんな、親の介護があったりとかある中で、管理職の皆さんのメンタル的な部分を補完されているのは誰かおられるのかどうかというか、どういった形で、当然、管理職の方も、管理職ですけども大変な状況がある中で、やはり行政の中心であるというところで、どういったところで管理職の皆さんはメンター的な存在を補完されているのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

それから最後、⑤番、仕事のやりがい創出に向けての取組はというところで、私、なぜ仕事のやりがい創出というふうに書かせてもうたかと思うと、やっぱりやりがいって多分、生きがいやというふうには私は思っています、一人ひとりによって、やりがいとか生きがいというのは違うと思います。本人が押しつけるものでもない、これは私、前職からも、それぞれ多様な皆さんに活躍してもらうために、どう工夫をすればいいのか考えながら生きてきました。

その中で2つ、お聞きをしたいんですけども、提案も含めて、多様なやりがい創出の1つとして、今、ニューロダイバーシティというの注目されるというふうにお聞きをしました。脳や神経を表すニューロという言葉と多様性を表すダイバーシティを組み合わせた言葉です。これは発達障害の人たちなどの特性を、能力の結果ということではなくて多様性と捉えて、広く活躍できる社会を目指す考え方です。特にIT企業、IT業界などではこの考え方が広がり始めているということで、人口が減少していきますので、多様な人材に活躍をしてもらう、数としてもしっかりいていただいて能力を発揮してもらうというのは、極めて重要な意味を持ちます。恐らく10年前、20年前ではこういったことは生まれてこなかったとは思っていますし、コミュニケーション能力よりも技術力を尊重すると。その人にしかできないような仕事をしてもらう。特別な能力を持つ人に限らず、多くの人に広げていくためには何が必要なのかということで、東京都では、発達障害の方を受け入れる中小企業のモデルをつくらうと、トライアル雇用を行う会社を募集したり、助成金を支給する事業を9月から始められたというふうなニュースもございました。

そういった前提がある中で、役場行政の中で、そのような多様な皆さんを働いていただけるような場所とか、能力を発揮できるような分野があるのか、なかなか今の現状は難しいのかということと、もう1つは、地方公務員の仕事の在り方を、行政としてこの10年、20年で大きく一番どの点が変わってきたのかというところをお答えいただければなと思っています。

少し多いですが、以上、再質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） ご質問いただきました最初の1点目でございます。人手不足に係りまして、町内での事業所の状況ということで、こちらで把握させていただいているところでお答えをさせていただきたいと思っております。

工業団地の皆さんとは月2回、会議も持たせていただいて、その中でお話を普段している中で、労働力の不足というところは、その中でも聞き及んでいるところでございます。工業団地の皆様で、特に製造業の方がその中では多いというところになっております。

あと、それと別なんですけれども、商工観光課のほうで年に1回、企業台帳というのを整備させていただく中で、アンケートを取らせていただいているところがございます。令和4年度になるんですけれども、町内の111社から回答いただいたものがございます。そちらのほうの中で、現在直面している経営上の課題が何ですかというようなところで設問をさせていただいております。その中で、選択方式で回答いただいている中で、昨年度というかここ数年、第1位になっているのが、やはり従業員の確保が困っているというのが多いところがございます。そのほか人件費の増加ですとか設備の問題とか、その辺が出てくるんですが、ここ数年、やはり人材のことに不足しているというところが一番大きい課題ということで伺っております。業種別につきましては、製造業や建設業、またサービス業のほうが多いというふうに認識をしているところがございます。

あと、一方、反対に人が足りている分野につきましては、ちょっと私どもの把握している段階では、そんな会社等については聞き及んでいないところがございます。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

福祉保健課地域共生担当課長（芝 雅宏君） 2番目と3番目、主にワーキングアクターの考え方で、副業的位置づけになるようなものがあるかということと、報酬改定の予定があるかという、行政がそういう報酬の設計ができる立場であるということでご質問いただいたところです。

確かにたくさん、いろんな役員とかお願いしている部分がありまして、そこに報酬が出ているものと、民生委員などにおきましては、民生委員法で給与が出ないということになっていますので、活動費だけを出させてもらっている部分とかはありますが、今、たちまち副業的位置づけになり得るものがあるかとかいうところに関しては、役場全体で考えていかなければいけないものかなというふうに思っております。どれだけの委員をお願いしているかとか、まずその把握が、把握は一応していますけれども、そこでどういうお願いをしているかというところを研究して、そこで本当に報酬を改定していかんあかんものなのかとか、例えば1つにまとめることができないのかとかいうところを、しっかりしていかなあかんのかなというふ

うに思っています。

あと、ワーキッシュアクトなので、報酬だけではないと思うんです、例えば個人が何か役割をすることで、お金ではないけども違う部分を、自分のためになることにつながっているというところもワーキッシュアクトの考え方に含まれていると思いますので、そこら辺りにつきましては、今まで行政で何かを考えたときに、何か組織をつくって何かやってもらうとかいうようなことではなくて、まず地域でどういう活動されているかということ把握するところから始めて、例えば子ども食堂でしたら子ども食堂の方に、それぞれが活動されているところをほったらかしにしておくわけではなくて、その方たちを集めて、子ども食堂の皆さんが情報共有できる場とかをつくることで、それぞれのいろんな活動されていることをもっとブラッシュアップできていけるような活動につなげるように、そこをコーディネートするというか、そういう場所をつくるのが、また行政の役割かなというふうに思っております。なので、報酬設計とかはもうちょっと先の話になるかなということです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（正木博之君） 福永議員のほうから再質問いただきました4点目と5点目につきまして、答弁させていただきます。

まず、4点目の生成A Iの話が出まして、実は東参与が、先ほどの質問にありましたが、政策参与としてお入りいただいている中で、生成A Iについても職員もしっかりと知っておくべきということで、まず学習会を、参与が講師でしていただきました。それと、インターネット上で生成A Iを活用するのは、やっぱり個人情報の流出とかの危険がありますので、いわゆるL G W A Nの回線を利用する中での、一度、デモといいますか、職員が実際にどういうものかというのを試してみるところまでは来ました。それと、全国的には先進事例がたくさんございますし、先進自治体ではガイドライン、きちっと定めて使用されていますので、そういうことを日野町役場も学んでいかなあかなというところに来ています。そこら辺の事例とかも、東参与からご紹介いただいて、今度もそういう先進自治体の学習会の、Z o o mでのセミナーのご案内とかもいただいている、情報管理担当の職員がそこを一度勉強しようかなというような情報もいただいているようなところです。

いずれにつきましても、実際に管理職がきちっと使えていなくて、部下が使っているというような話にはなると、やっぱり管理上問題もありますので、組織できちっと把握をして使っていくといいますか、そのことがどういうふうに使われているかということきちっと把握していく必要があるのかなというふうに認識しております。

あと、4番の中で、管理職のメンタルヘルス、なかなかこれは厳しい問題でして、

そこに何か仕組みがあるかという、実際には仕組みはなかなかできていないのが実情です。ただ、各部局の管理職といいますと、各部門ごとの、例えば厚生部門ですと厚生主監を筆頭に部門ごとの会議を開く中で、いわゆる職員の育成で、業務についてでもですけども、人材育成とか部下のメンタルの課題とかも含め、組織運営というところでは、主監を中心にマネジメントをきちっと把握する中で指導いただくというか共有する中で、そういう情報共有の会議の場等を持っております。

5点目です。ニューロダイバーシティです。ここにつきましても、やはりいろんな、多様な職員が日野町役場にも入庁してきております。働き方につきましては、大きな枠で考えますと、議員ご指摘のように、その人の特性に合ったというか、強みを生かした仕事を担っていただくことが、いろんな多様な職員の働き方につながるというのは十分理解しております、私もそういうような考え方でいます。ただ、町役場という組織にそこがマッチングしているかという、やっぱり町役場の職員というのは、スペシャリストも必要ですがゼネラリストが必要やなというふうに思います。具体的に申しますと、やっぱり幅広く物事が見れるということ。コミュニケーション能力が要る。どの部署にいても必ず住民の方と接するというのは、もう町役場の特性です。これが国とか県に行くと、比較的そういうのがもう少し分散化されますが、町役場の職員というのはやっぱり、さっきの質問にもありましたように、住民の皆さんと対話をさせていただいたりとか、窓口でやり取りをさせていただいて、そこで育てていただいて何ぼとは言いませんが、そこがやっぱり基本になってくるので、そういうことになおかつ臨機応変に対応ができるということです。電話があったときに、住民の方が、あっこの道でな、猫が死んだるねんと言われたときに、そこがぴんと来て動けるという能力が、やっぱり町役場の職員には要ります。それは地図上のどこのページですかなんていうことを役場の電話でお答えしているようでは、なかなか住民の方は、何言うてんねんって話になったりとか。そういうところの力が求められる中で、おっしゃることは必要なんです、町役場の中でそこをどういうふうに入れていくかというのは、やっぱりかなり難しいなというふうに思います。

そこら辺でいいますと、最後のご質問の地方公務員の変化というところですが、数年前なり、10年前、20年前は、それぞれその時代の大変さがあったと思いますので、一概に今が大変ということは申せませんが、やはり時代の変化の波は来ていますので、さっき午前中の質問にありましたように、職員の抱えている個々の家庭の状況であったりとか働き方も変わっていますし、世の中の全体の、地域の住民の方の生活様式も変わっていますので、これまで当たり前であった公民館活動に地域の人に来てくださるというのも変化をしていますし、その中で職員の働き方も変わっている中で、けども持続可能なまちをつくっていくために、職員も時代の変化に対

応していかなあかんという中でいうと、そういうのを変化というのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

1 番（福永晃仁君） 今、答弁を頂きました。町内の企業の方とか商工関係の方、それから工業会の方にお聞きをされていて、製造業等、私も製造業に20年いましたので状況を把握しているつもりです。今、企業誘致をされて、第2工業団地等も含めて今、外国人労働者の方が結構多く、またいろんな業種に、一時期に比べても増えてきたのではないかなというのは、介護職をお聞きしていても、町外ですけども、また実習生の方、再度取り始められているというふうなお話もお聞きをしたりもしています。

ですので、質問ではないんですけども、やはり町内の企業さんの働き方と、困っておられるところで町がどこか補完できる場所があれば、それは1つ招致するための大きな武器になると思いますので、日野町に来ていただいたらこんなことを行政で補完できますよみたいな、人の部分であれば、なかなか人を補充するというのが町から難しいんですが、やはり定住を促進したり移住をしてもらうという中で、町から働いてもらう人がある一定数いますよというのもすごく大きな武器になるかなと思いますので、そこはまたちょっと意識をしてやっていただきたいと思います。

それから、2、3のワーキッシュアクトについて、今すぐ、今ボランティア的なとか、特にやっぱり社会教育的なところで、日野町というところはかなり支えていただいている。役場の皆様も地域の中ではそういった役割で活躍をされているというのも私も見てきましたし、ただ、やっぱり時代が大きく変わっていますので、日本という国の国民性は、わざわざやっていることをあんまり表立って言うようなものではないという厳かな文化があるんですけど、やはりやっていることはしっかりと評価したり、手当てではないにしても、いろんな表彰であったりとか、いろんなところに出させていただいて、その方をたたえるということはお金がなくてもできるかなと思いますので、そういったところは金銭的なインセンティブはまだ少し先かなと思いますが、頑張っているんやということをご本人が実感していただけるようなことを続けていただきたいなと思いますので、行政はできるかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、4番の生成AIのところについては、私もあまり専門的な知識があるわけではないんですけども、やはりどういうふうにご利用するか、使うか、使われるかではなくて使うかというところは、参与のほうも十分ご理解をされて勉強会等がされていると思いますので、また議会のほうでも、そういったところで勉強会を、ぜひご相談をしてできればなと思っていますので、協力のほうを頂きたいと思いま

す。

あと、最後、ニューロダイバーシティというふうな言葉を出して、課長のほうから答弁を頂きました。なかなかゼネラリスト、役場の皆さん、そこが日野町役場の、私もいいところだと思って幼少期から過ごしてきましたし、日野町の役場の入りやすかったり近づきやすい点であると思う一方、かなり人手不足と、必要とされるような要素の方を見つけ出すことが非常に難しくなってくる時代、それに奔走する時代になってくると思いますので、仕事の在り方を再度、今も仕分されていますけども、こんな仕事やったらやってもらえるんちゃうかと、それでもやっぱりやってもらふことによってご本人が日野町役場で働いていてよかったなというところにおいては、経済的効果というよりは多様性の部分で私は生きてくると思います。

なかなか、私もですけどもうまくできないときに、やはり人間なので、ある。でも、そんな人でもやっぱり働いていただく。そういったところで、町としてもやっていけることがあると思いますし、私たち議員も、やっぱりどんな方でも生きがいを持って働いてもらいやすいというのが、本当の地域共生社会かなと私は思いますので、そういった点でも、仕事の創出というか、役場行政が今までの概念ではこんなことは無理だろうということも、もうこれからの時代、考えていかなければ行政自体を運営できないというふうになると、やっぱり住民にとっては死活問題になるので、そういった部分では、仕事の小さなことでも、仕事の生み出しみたいなものをしていただけると、私は非常にありがたいかなと思っております。

総じて人手不足が、これから先、国内でも大きく叫ばれてきますけども、ちょっと一歩先、日野町がワーキッシュアクトも含めて進んでいければなと思いますので、そのことを確認して、私のご質問は終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

再開は15時55分から再開いたします。

－休憩 15時45分－

－再開 15時55分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、川東昭男君。

5番（川東昭男君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

去る11月25日に開催されました日野町青少年意見発表大会に参加させていただきました。大変感動しました。小・中・高・青年11名がそれぞれの体験を通じて、想いや意見、決意などを発表されました。教育長が講評でも述べられていました。

れども、いずれもすばらしい内容で、参加者に大きな感動を与えてくれました。私が特に印象に残っていますのは、不登校の実体験を語り、教師の助言やクラスメートの思いを受け登校復帰する経験から、将来は先生になるという夢を語ってくれた発表でした。今、多くの子どもたちが不登校で悩み苦しんでいる問題の本質が、ここにあるのではないかと感じました。

不登校の子どもを支援するため、2016年12月に超党派による議員立法で成立し、翌年2月に施行された教育機会確保法、正式に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が、国と地方公共団体に対し、教育基本法、子どもの権利条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保に関する施策の推進を責務としています。民間のフリースクールなど、学校以外の場で学ぶ重要性を認め、子どもの意思を尊重して、つらいときは学校を休んでもよい、休養の必要性も明記されました。国と地方自治体に、専門家や民間団体と情報共有などの連携を進めるよう求めています。

不登校の問題は、国では文部科学省が本年3月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランを立て、小中高の不登校が約30万人に急増し、90日以上不登校でもあるにもかかわらず、学校内外の専門機関で相談、指導を受けられていない小中学生が4万6,000人もいることを発表されました。県においては、今年度中にしがの学びの保障プランを策定される予定で、その骨子(案)が発表され、10月に開催された県の首長会議でのフリースクールの議論が、新聞やテレビなどで大きく報じられました。

こうした情勢の中、この問題は大変重要な時期に来ていると感じております。そこで、日野町の現状はどうなっているのか、どのような取組をされているのか、日野町の不登校の現状と支援・対策について伺います。

1番目に、日野町における不登校の現状について。

①年間30日以上欠席した小・中学校の不登校の人数は。その人数は過去のデータなどから増えていますか。また、県や全国と比較して、日野町の状況はどのような位置にありますか。その背景や特徴的なことがあれば教えて下さい。もし人数の数値が公表不可なら、在籍率でお答え下さい。その場合、在籍率の説明をお願いします。

②小・中学校それぞれの不登校原因について、気になることや、解決に向けて必要なことは何ですか。また、現状でどのような支援・対策をされておられますか。

③日野公民館隣の日野町子育て・教育相談センターにおいて、不登校や発達障害と子育てに関する相談を行っておられますが、相談件数や相談内容についてお聞かせ下さい。そのうち不登校の相談割合はどれぐらいですか。不登校の相談から具体的な支援につなげ、解決に向かった事例があれば教えて下さい。

④不登校支援について、早期対応策。現在、相談や対応している各ケースに対して、新たな取組、プランはお考えですか。

⑤学校では、学力向上、いじめ、虐待、不登校など様々な課題がある中、教師の置かれている状況が気になるところです。教師の成り手不足が報じられている中、各学校における体制について、問題や課題はありませんか。

次に、2番、日野町少年センターで実施している日野町サポートスクールステップについて伺います。目的は、学校に行きたくても行きにくいと感じている児童生徒の皆さんが、学校以外の場所で学習したり体験活動をしたりして、自立への力を少しずつ育てていく場所です。時間割や学習・活動内容、利用する日や回数も相談して決めます。対象者は、日野町在住の小学校4年生から中学校3年生で、不登校の状況にある児童生徒となっています。

①具体的に何人がどのような活動をされているのか。個々の状況により活動内容が違いますが、公表できる範囲でお聞かせ下さい。

②この事業は、日野町教育委員会から日野町少年センターに事業委託されていますが、各学校、教育委員会、少年センター間で、各ケースの状況や方向性などの協議、連携はどのようにされていますか。課題となっていることは何ですか。

③日野町子育て・教育相談センターの相談ケースと、ステップの連携について教えてください。また、ステップに登録している以外の不登校の児童・生徒はどのようにされているのか。学校や関係機関とつながっていますか。

④登校復帰の成功例があれば、差しつかえのない範囲で教えてください。

次に、フリースクールについて伺います。本年4月1日から日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金制度がスタートしました。教育機会確保法に定められた不登校の児童生徒が対象であります。現在の制度の利用者は何人ですか。また、利用されている施設数は。そのうち町内施設、町外施設の利用者は何人おられますか。

県内では、草津市、彦根市、米原市、甲賀市、近江八幡市、日野町が補助金制度を設けています。日野町では、1日1人1,000円、月額上限5,000円かつ1年当りの上限5万円となっていますが、実際はどれぐらいの費用がかかっているのか。他市町と比較して、補助水準は適切ですか。

②一般社団法人日野里山スクールについて伺います。現在、日野町には唯一の施設として活動されていますが、当法人は日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金制度のフリースクール認定基準の要件を満たしていますか。日野町教育委員会として、当法人についてどのように把握され、評価されているのかをお聞かせ下さい。また、当法人との連携についてどのように考えておられるのか、現状と今後の考え方について伺います。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 5番、川東昭男君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） 日野町における不登校の現状と支援、さらには対策についてご質問を頂きました。

年間30日以上欠席した不登校の現状につきましては、令和4年度の不登校の人数は小学校が27名、中学校が31名となっています。各学校の児童生徒数に対する不登校の割合は、町が2.45パーセント、県は1.6パーセント、全国1.7パーセントとなっています。中学校は、町が6.37パーセント、県は5.41パーセント、全国は6.27パーセントとなっています。小中学校ともに増加傾向にあり、県や全国よりも高い在籍率となっています。

不登校の背景として、自己肯定感の低さや対人スキル・感情調節の課題、学習の困りなど、様々なことが要因となっていると考えています。不登校の解決に向けて必要なことにつきましては、子どもたちが家庭や学校、社会で安心して過ごせるようにしていくこと、自信を持ち、自立できる力をつけ、社会とつながっていけるよう支援することが必要だと考えております。

現在の対策としましては、不登校の減少に成果を上げておられる岡山県の総社市などで取り組まれている、子どもたちの心理的・社会的発達を促すことに比重を置いた包括的生徒指導という手法を参考に取り入れ、全小中学校でポジティブな支援を開始しています。取組を開始してからは、期間は短いですが、子どもたちや先生方の笑顔が多く見られたり、前向きな言動が増えたりと、よい成果が報告されているところです。また、不登校傾向の子どもが教室で学べる時間が増えたり、学校外で学んでいた子どもが教室で過ごせる日が増えたりしてきています。

子育て・教育相談センターにつきましては、不登校や対人関係に関すること、学習に関すること、いじめや問題行動に関することのご相談をお受けしています。全体で年間150件ほどの相談となっております。そのうち不登校や行き渋りに関する相談は、全体の35パーセント程度となっております。改善事例としましては、登校日数が増えたり、少しずつ別室や教室登校に挑戦をする中で、完全に教室復帰をしたりした事例もあります。

早期の対応につきましては、町・県で学校の教員向けに作成しましたリーフレットを使い、各学校で子どもの様子を日頃から観察や教育相談をしたり、アンケートを実施したりして、子どものSOSを早期に発見するようにしています。また、欠席が増えてきた場合は、関係者でケース会議を開き、見立てと支援プランを共有し、支援を行っています。加えて、春休み中に小学校を卒業した6年生の子ども情報共有を、小中学校の担任同士で行っております。不登校の子どもたちには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談センター、ステップなどの専門機関と連携し、支援に当たっているところです。

学校の体制につきましては、教育相談や生徒指導担当の教員をコーディネーターとして、不登校や諸問題についてチームを組み支援を行っています。別室登校や放課後登校などの対応には、加配教員が配置されている日野中学校、日野小学校、必佐小学校では、子どもの状態に合わせ、学習支援や対人関係を促進するための活動を行っています。ほかの学校では人手がなく、養護教諭や管理職などで対応しているのが現状です。今後とも県と連携して、人員の配置をお願いしていきたいと考えています。

次に、日野町サポートスクールステップについてご質問を頂きました。ステップの利用状況につきましては、10月末現在で小中学校合わせて8名の登録があります。活動内容は、子どもの状態に合わせ、通所する時間や活動内容を子どもと相談しながら進めております。主には個別での学習や調理活動、外出活動、体を動かす活動、人と人とのコミュニケーションを促進するゲーム、悩みの相談などをしてしております。

ステップとの連携につきましては、ステップ、学校、教育委員会等で定期的に関係者が集まって情報共有の場を持ち、見立てと支援プランについて検討をし、役割分担をしながら支援を進めております。なお、課題につきましては、どうしても個別の支援を要することから、スペース的に手狭であることが課題と認識しています。

子育て・教育相談センターとの連携につきましては、必要時に関係者が集まりケース会議を持ったり、電話等で情報共有を行ったりして支援を行っています。ステップに登録している以外の不登校の児童生徒の75パーセントは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談センターなどの関係機関とつながっております。また、低学年の児童への支援につきましては、学級担任やソーシャルワーカーによる家庭訪問や、相談センターでのカウンセリングが主な対応となっております。

ステップは場所・人員的に低学年の児童を引き受けることが難しい状況であるため、今後、研究していきたいとも思っています。

学校復帰の例としましては、不登校初期から利用をしていた子どもが学習に自信が持てるようになり、新学期から再登校をしたり、丁寧に対応する中で放課後登校や別室登校などの段階を踏んで、教室へ復帰したりした事例などがございます。

最後に、3つ目にフリースクールについてご質問を頂きました。フリースクールの利用状況につきましては、10月末現在で8名と認識しています。そのうち6名は町内のフリースクールに、2名は町外のフリースクールを利用しておられます。また、利用料金は1回1,500円から2,000円と聞いております。補助金額については、他市町と比較しますと少ない金額であることは認識しています。補助制度を今年度から開始し始めたところがございますので、今後、県とも連携し、前向きに検討してまいりたいと思います。

フリースクールにつきましては、様々な事情で学校に行けない子どもたちにとって、家から出て子ども同士と一緒に活動をしたり学んだりすることで、自分に自信が持てたり社会性を身につけたりと、多くのことを学べる大切な場所だと認識しております。また、保護者の方にとっても大切な場所となっていると理解しております。教育委員会としましても、不定期ではありますが里山フリースクールさんに訪問させていただき、活動を見させていただいたり、情報交換をさせていただいたりしております。子どもたちへの適切な支援が行われていると理解しており、認定基準の要件を満たしていると判断しております。今後も継続して連携をし、その運営方法からも学んでいきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、不登校の現状についてですけれども、①、②について、現状については、不登校の現状、小学生は年々増え続けていると。在籍率は県や国よりもはるかに高い状況にあるという報告でした。中学生は小学生同様、在籍率は県や全国平均よりも高いとの答弁でございました。日野町のこれらの状況を見て、答弁では、岡山県総社市などで取り組んでいる包括的生徒指導ということを使われて言われましたけれども、包括的生徒指導とはどういうものか、分かりやすく説明をひとつお願いしたいと。

次に、③でございませうけれども、子育て・教育相談センターの相談件数が約150件、このうち不登校が35パーセントということでございます。また、登校の日数や、少しずつではあるけれども別室や教室登校に挑戦する中で、教室復帰したという事例も聞かせていただきました。そういった中で、本当に心配な状況にある子どもの相談、相談にも行けない状況の家庭もあるかと思えます。そのような場合。各学校とどういう情報の共有や対応、連携をされているのか、質問します。

続いて、4つ目ですけれども、不登校の支援、いろいろされているという報告でした。確かにそのように伺いますけれども、今、全国で最も高い率で日野町の不登校が進んでいる。このような状況の中で、先ほど説明いただきました以外に、新規で何か早期予防についてとか、今、継続しているケースで、こういうことに新たに取組をしたいとかということがあれば、お答えいただきたいなと思えます。

次に、日野町少年センターステップについてでございます。実は先日、少年センターに参りまして、どのような場所でどのような相談をされ、どのような対応をしているのかということをお聞きしてきました。報告いただきましたように、小中合わせて8名、小学生が1名、中学生が7名とお聞きしています。今のところ、工夫をして対応してもらっていますが、今後もっと支援が強化されて、多様な相談を個々の対応、どんどん進めていこうとしますと、認識していただいているように場

所が狭い。この辺の対策を今後どのように考えていくのかと、現状の考え方を示していただきたい。

また、支援員については、現在、学習コーディネーター2名、常勤1名、非常勤1名、退職教職員が3名、教育系・福祉系大学生が6名で対応されているとお聞きしました。多様な子どもたちにこれで対応できているのか、伺います。

また、現在ステップの対象者は小学校4年生から中学3年生ということになっています。低学年の不登校が増えているという状況もお聞きしている中、小学校1年生から3年生の不登校で日中1人で過ごしている子どものサポートをどうするのか。サポートするステップのような場所がありません。こういった、課題でも挙げてもらっておりますけれども、フリースクールも頑張っておられますので、そういったことも含めて対策があれば、お願いしたいなと思います。

3つ目にフリースクールについてでございます。フリースクールの補助水準については、補助金がない市町と比較して、制度をつくってこられたことは大きく評価したいなというふうに思っています。が、日野町以外の5市は、保護者負担について、月額、必要な経費の2分の1を月額の上限4万円、彦根市は3万円なんですけれども、日野町の日1,000円、月上限5,000円と比べると大いに値段の差があります。

その辺を先日、12月6日の各新聞にいろいろ報道がありました。しがの学びと居場所の保障プラン、前回10月にフリースクールでいろんな発言があられた、そういう名前のときがしがの学びと保障プランだったんです。そこにしがの学びと居場所の保障プランというのを発表されまして、知事も積極的に支援していくと。骨子の案からその文言が、居場所という言葉が盛り込まれたということでございます。

県は来年度予算に増額の検討をするということで、既に県内で利用してもらっている市町に補助の差があるので、それぞれの市町に相談をするというふうに発言されておられますので、今年度、来年度予算の編成にあたり、補助金の増額、保護者負担の軽減をぜひとも、先ほど町長から前向きな答弁を頂きましたんですけれども、改めて補助金の増額、保護者負担の軽減をお願いしたいなというふうに思います。

次に、②の日野里山フリースクールの取組と日野町の連携についてでございます。私は今回、この質問をするにあたりまして、11月29日に施設を訪問しました。若いスタッフの皆さんが子どもたちを指導している姿を拝見して、その熱意に大きな感動を覚えました。法人の代表、山下さんから、立ち上げられたきっかけや思い、苦勞をお聞きするとともに、地元蔵王地区や住民の皆さんと良好な関係を築いておられることなどお聞きしました。スタッフの皆さんも、介護福祉士やケアマネの有資格者、教員の免許を持ち小学校の特別支援や学童の経験者、栄養士、看護師、自然体験の指導者、林業の専門職の資格を持つなどといった方々でした。実にしっかりした考え方と方針をお持ちでした。

代表の自らの経験を踏まえて、日野町の現状では、低学年の子どもの不登校の居場所がないこと、学校に戻すことばかりではなく、子どもの気持ちを優先したサポートをしてほしいこと、また常に情報の共有をお願いしたいと、町に対する要望があればおっしゃって下さいという質問に対してお答えいただきました。

今後の施設整備についても、民間の公益活動を行う団体として、休眠預金の活用 の認定を受けられ、今後整備されるとのことです。日野町から既に6名の児童が登録されており、不登校の居場所の1つとして、ぜひ連携していただき支援して いただきたいと思いますが、コメントをお願いします。よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） ご質問いろいろとありがとうございます。不登校の現状と、それからステップやフリースクールとの連携についてのご質問を頂きました。

まず、最初の包括的生徒指導というものについてご説明をさせていただきます。包括的生徒指導というのは、ポジティブな行動支援と介入というのが1つ目、2つ目に社会性と情動の学習、そして3つ目がピアサポート、4つ目が協同学習という取組を組み合わせて行うものです。

まず、ポジティブな行動支援と介入というものは、子どもたちのポジティブな行動や言動が出やすいような環境を、大人や学校の先生がまずは用意をする、仕掛けをつくるということですね。それで、子どもたちのポジティブなよい言動とかが見られたら、それについてすかさず承認したり褒めたりするということで、子どもと先生たちの関係をよくしたり、子どもにとってどういう行動がいいことかと学ぶ力をつけさせてあげたりとか、褒められることで自信をつけるということをするということが1つの目的です。

2つ目の社会性と情動の学習というのは、対人関係をどうしていったらいいんだろうという学ぶ授業だったりとか、自分の感情をどうコントロールしたらいいんだろうということも実際に授業で学ぶというものを、年間10回程度、授業の中でやるというものです。

それから、3つ目のピアサポートというのは、仲間同士あるいは異学年で教え合ったり助け合ったりするという活動を、いろいろな教育場面で取り入れていくというものです。

4つ目の協同学習というのは、授業の中で、自分の思いや考えなんかを交流し合ったりする中で、高め合ったり認め合ったりすることで、学級・学校が安心安全な場所なんだなと思ってもらえる。こういうことを全体的に取り組んでいるものが包括的生徒指導というものです。

続きまして、相談センターとか、ほか、いろんな関係機関につながっていないと

いう子どもさんも確かにおられます。その子どもさんたちの背景にはいろいろとあるんですけども、まず現状としては、学校の先生とか、あるいは我々支援者とか関係者に出会うこと自体、あるいは外に出ることにとっても恐怖と緊張を感じてしまっているという状況から、どこにもつながらないんだろうというふうに思っています。

そうすると、今、学校と一緒に連携をさせてもらっているんですけども、学校の先生が行って、顔見せてよと言って見せてくれる子は、まだつながることができるのでいいかなと思っているんですけども、顔も見られない、来んといてと言う子もいますね。そういう子どもさんたちには、学校の先生は手紙を置いていってくださったりとか、手紙やと読みっ放しになってしまうのでということで交換ノートをしようというふうに提案をしてくださったりとかいうことを、地道に続けていただいています。

そうすると、全部ではないんですが、だんだんと交換ノートに返事をちょっとだけ子どもが書き出してくれたりとかして、だんだんと、じゃあちょっとだけやったら先生と会ってみるよということから、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとか我々相談センターとかにつながっていくという事例がございますので、こういう丁寧な関わりがまずは必要なというふうに思っております。

それから、次の新規のほかの事業とか、先ほどの答弁以外のものを少し紹介させていただきます。

まずは、実際、今、現在に不登校の子どもさんをお持ちでとても苦しんでおられるのは、本人はもちろんなんですが、親御さんたちもとても苦しいだろうと思っています。どうしてもそういう方々のお父さん、お母さんってやっぱり孤立しがちですので、そういう方同士で思いをちゃんと共有し合ったり、何かできないかなと考えたり、そういう場所、保護者さん同士で語り合う場所というのを月1回、持つようにさせてもらっています。

それから、あとは、中学校には別室登校のシステムがありますので、そちらにも観察訪問させていただいて、そこで子どもさんたちに出会わせてもらったりとか、先生方にちょっと指導助言をさせてもらったりという取組をさせてもらっています。あとは、毎月1回、全小中学校から情報を頂きまして、その状態に応じて、学校のほうに指導助言をさせてもらっていることをしています。

それから、次に少年センターステップとの連携等々についてです。確かに議員ご指摘のとおり、いろんな背景を持っている子どもさんたちがどんどん増えてきていて、現状は個別の対応をさせてもらっているというところですので、やはり、どうしても時間が重なると場所がなくて、ちょっと待つてねと言ったりとか時間をずらしてもらったりということをしなきゃいけないのが現状です。ステップだけではなくて、別室登校とかのいろんな全体的なことも含めて、今後、ありようを研究してい

きたいなというふうに思っています。

それから、低学年の小学校1年生から3年生ぐらいの子どもさんが行く場所がないじゃないかというご指摘は、現状はそのように確かになっております。そこで、やっぱり低学年の子どもさん、特に学校とはなるべく、行けるものはやっぱり行きたいと思っている子どもさんも多いので、なるべく学校の中の別室登校を充実できるようにしたいなというふうに思っております。

ところが、小さな学校は人がいないので、まず設置が当然、できないので、この間もちょっと県のほうに要望させてもらっていましたが、まずは人の配置をぜひお願いしたいということと、すぐにはかなわないかもしれないので、校内の中にある、またここは学校とも相談していかなきゃいけないなと思っておりますが、支援体制をもう1回組み直すとか、工夫が何かできないかなというふうに思っております。

最後のフリースクールさんについてですが、私も何度も行かせていただいたりして、時には一緒に川遊びとかにも入らせてもらったりとかさせてもらってききましたが、まずは、指導員さん、支援員さんたち、それから代表の方々の思いとか聞かせてもらっている中で、子どもさんをほんまに真ん中に据えて、この子たちが何に傷つき何に困ってきたんだろうか、じゃあ大人たちは何ができるんだろうか、この子たちが何を願っているのかを中心にちゃんと考えておられるところは、今の学校ももう1回、ちゃんと学ぶことにととても参考になるだろうというふうに思いました。

日々の生徒指導支援のありようも、子どもたちの自主性を大事にしながらも、でもこんな力もつくといいなという大人の願いも、押しつけはしないけれども、上手にそういう力もつくような関わりをしておるのは非常に目の当たりにしていて、とても頭が下がるなというふうに思っております。

フリースクールさん、特に日野里山フリースクールさんからの支援方法は、学校も学ぶべきことが非常に多いなと思っておりますので、今後も連携をぜひ続けていきたいというふうに思っております。

それから、最後の補助のことです。昨日も県の方とちょっとお話をさせてもらってました。県のほうも今、補助制度をつくっている市町にはまた補助をとというふうに考えているというふうに確かに聞いておりますので、そういったことも全部含めまして、来年度に向けては、いくらとは今言えませんが、前向きに検討したいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） 非常に一生懸命、取組をしていただいているということが伝わってきました。再質問はもうありません。要望として、私の思いを少ししゃべりたいと思います。

不登校の原因は様々ですし、そこに関わる家庭や学校もそうですし、教師の置か

れている立場も、状況もいろんな課題があるというふうに思います。また、教育全体、多くの課題の中で、先ほども成り手不足の話がありましたけれども、教師の成り手不足も深刻であるというふうにお聞きしています。今、この問題で日野町教育委員会が取り組んでいる施策が十分なのかどうか、素人の私にはもうひとつ分かっていないところがあるんですけども、少なくとも何とかしようという体制や取組の一生懸命な姿勢は、今回の一般質問をするにあたってすごく感じました。

これまでの取組プラスフリースクールとの連携を大いに深めていただいて、また岡山県総社市などの先進地視察なども含めて、次の新しいステップとして、新たな取組に挑戦していただきたいということをお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問に移ります。地域公共交通の再編に伴うチョイソコひのおよび町営バス南比線・中山線についてでございます。

12月議会の開会日に、交通環境政策課より、チョイソコひの（町営バス南比線および中山線エリア）を令和6年10月より本格運行し、町営バス南比線および中山線を廃止するとの考えを議員全員協議会に示されました。その中で、これまでの実証実験で町外の医療施設を対象にしてきた5つの医療機関、今後は公立甲賀病院および東近江市蒲生医療センターのみとし、行きだけの運行とする考えを表明されました。果たして実証実験とは何だったのか。利用が少ない町営バスと、新たな公共交通チョイソコひのに対する町民の動向や意向聴取が実証実験ではありませんか。町外医療機関の路線を設定しておきながら、利用が多かった医療機関があったことや、アンケートにおいても一定の評価があった町外移動、行きだけの片道運行にするこの根拠が分かりません。

町長にお伺いします。町長として、町外病院を利用している日野町民の方々に、日野町以外の病院にかかっている人は、「送ってあげるが、帰りは知らんで一。勝手に帰ってきてやー」みたいに聞こえてきませんか。それでいいのですか。何のための実証実験だったのか、お答え下さい。

2つ目に、2024年問題として、バスの運転手不足など、近江バスや町営バスを取り巻く状況が大きく変わっている今日、今後の公共交通としての町営バスの運行がますます困難な状況になってまいります。今後の日野町の公共交通の方向を、チョイソコひのを中心とするビジョンを示して、町民に説明すべきではありませんか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまはチョイソコひのについてご質問いただきました。

1点目のご質問につきましては、実証実験では、今後の日野町内での地域公共交通を維持していくために、町営バス南比線と中山線沿線住民の利便性の向上を目的として、どのような移動需要があるのかを把握し、町営バスの代替手段となり得る

か、検討してまいったところでございます。

実証実験における動態調査の結果、まちなかへの買物や通院の移動需要が最も多いことや、日頃から町営バスを利用されていた以外の方の利用が多くあることが確認をできました。また、町外への運行においては、実証実験として甲賀市と東近江市の公共交通会議をはじめ、両市の交通事業者など関係者の一定のご理解を得て運行してまいったところです。運行を続ける中で、町外病院への移動ニーズが多くあることが分かった一方で、両市の地域公共交通を担う交通事業者の経営に影響を与えていることが分かりました。今後の運行にあたり、利用者が増加している状況において、限られた車両を乗り合いにより効率よく運行し、配車希望時間とのずれを最小限にするためには、地域公共交通が担うべき領域にとどめるべき判断が必要なおところでございます。

これらの状況等を踏まえ、令和6年10月より、チョイソコひのでの町外移動については、急病等による通院を考慮し、総合病院への送りのみに限定し、帰りは両市の公共交通と近江鉄道線をご利用いただき日野駅までお帰りいただくよう、運行の見直しを行うために、沿線地域の区長会を通じて説明をさせていただいております。

2点目の今後の地域公共交通ビジョンにつきましては、現在、策定に向けて協議を進めております。日野町地域公共交通計画において、町営バス路線の再編に伴うチョイソコひのへの転換の検討などの輸送課題を整理し、持続可能な地域公共交通の姿をお示ししていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） 再質問をさせていただきます。何か答弁が、1つは町外運行については、実証実験として甲賀市と東近江市の公共交通会議、両市の交通事業者などの関係者の一定の理解を得てきて運行したということなんですけども、これがなかったら運転できなかつたようなご答弁でした。エリア外の運行をするわけですから、当然、事業の挨拶、説明は当たり前のごことで、一定の理解を得て運行してきたという意味が私には分かりません。

そして、運行する中で、町外病院へ移動するニーズが多くあること、そして両市の地域交通を担う交通事業者の経営に影響を与えていることが分かったと。実証実験でこの2つが分かったということも言われているわけですがけれども、甲賀市は、僕の認識では滋賀交通、滋賀タクシー、東近江市は近江バス、近江タクシー、ほかに民間の事業者があるか分かりませんが、甲賀市は日野町と、ちょっと滋賀交通は日野町は入っていませんので分かるんですけども、東近江市は同じ業者が入っているの、要するに両市の地域交通を担う交通事業者の経営に影響を与えているならば、甲賀市だけではないのかなと。東近江市は関係があるのですか。これは1つ、この件について再答弁をお願いしたい。

それから、今後運行するにあたって、利用者が増加している。限られた車両を乗り合いで効率よく運行し、配車希望時間のずれを最小限にするために、地域公共交通が担うべき領域に留める判断が必要という、先ほど答弁いただいた内容ですけれども、一体、地域公共交通が担うべき領域とは何なのか教えて下さい。それが2つ目の質問です。

次に、答弁の中で、急病による通院を考慮し、総合病院の送りのみに限定し、帰りは両市の公共交通と近江鉄道で帰って下さい、日野駅まで帰ってければチョイソコで送りますよという、そんな感じの説明を区長会にすると、しているという話です。どういったらいいんですか、急病の場合は救急車があるんですよ。救急事態があったときは、救急車で行けばいいんです。それから、総合病院の送りのみということで、5つの病院の実証実験をして2つに絞られたと。そして総合病院というのは、公立甲賀と、東近江市蒲生医療センターは総合病院なのかどうか分かりません。多分診療所やと僕は認識しているんですけれども、総合病院という位置づけはどういう位置づけなのか教えてほしい。

帰りは病院からタクシーで近江鉄道の駅に行って、そこから電車で帰ってきて日野駅まで来る。そしてチョイソコで。そうしたら、自宅までいくら帰りの費用がかかるのか。その辺がどうなのかということについて答弁いただきたい。

それと、区長会に説明ということなんですけれども、もっと広く住民に聞くということは考えていないのか、お願いしたい。これは今、1番目の質問についてのご答弁を3点、お願いしたい。

それと、2番目の②についてなんですけども、既に現在、地域公共交通ビジョンについては策定に向けて協議を進めている。町営バス路線の再編に伴うチョイソコへの転換の検討など、輸送課題を整理し、持続可能な地域公共交通の姿をお示ししたいということで、今まだ検討中ということなんですけども、既に南比線と中山線を廃止の決定をされたんですよ。区長さんに説明を入っているのに、検討するとか輸送課題を整理するとか、おかしくないですか。今後サンライズ線についても実証実験されると聞いていますし、わたむき自動車プロジェクトに位置づけされたチョイソコひのは町長の公約でもあって、町民が期待し、全町的に広げてほしいという声が多くあるように思います。

町長として現状を直視していただいて、今後の方向性を町民の皆さんに、今、この廃止に伴う段階で、住民に示すべきではないかと思いますが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） 再質問を頂きましたので、答弁をさせていただきます。

まず、3つのご質問を頂いておりますけども、まず前段としまして、日野町が運

行事業を行う場合、町外の地域エリアで運行を行う場合ですが、各市町の公共交通会議という審議を経て、承認を頂いて初めて運行が可能になるものでございますので、市町で参画される交通事業者さんの経営等の懸念がある中で、今回の実証実験運行をご理解いただいて運行を行ってきたという前提がございます。

まず、1点目の甲賀市の交通事業者だけでないのかというところのご質問でございます。東近江にも関係するののかということでございます。甲賀市のほうは、今、滋賀タクシー、たぬきタクシー、BSSという3社のタクシー会社が営業されておりまして、駅や病院等に今、待機をされております。東近江市医療センターのある蒲生地域におきましては、近江タクシー、滋賀タクシー、永源寺タクシーが運行されているというようなところでございます。

今回、チョイソコの町外運行におきまして、経営に影響を受けていると伺っていますのは、甲賀市で営業されているタクシー会社からご意見もいただいているところでございますが、町外の施設の利用者が増えていきますと、東近江市においても同様の事象が発生するということが想定されているものでございます。タクシー事業者の経営の圧迫につきましては、事業者のその地域からの撤退、廃業等、それぞれの地域の公共交通の利便性低下につながることから、行政として一定の配慮が必要と考えているものでございます。

2点目のご質問でございます。地域公共交通が担うべき領域というところでのご質問です。今後、高齢化がさらに進み、公共交通の利用ニーズが高まるということは考えているところでございます。その中で、住民の移動需要に応えながら、限られた財源の中で持続可能な公共交通を運行していく必要がございます。町としましては、地域公共交通が担うべき領域の基本は日野町域であると考えております。わたむき自動車プロジェクトでも申し上げておりますが、通勤、生活余暇の分野の活性化を基本的な考え方として、町内での通勤・通学や、通院、買物などへの移動であると考えているところでございます。

同時に、町では責任を持って鉄道駅への接続を進めていかなければならないと考えておりますので、日野駅への接続というのを考えているというところでございます。

3つ目のご質問でございます、行きはチョイソコが送迎をし、帰りは自らで日野駅までお帰りを頂くという部分でございます。ここに総合病院の位置づけがどうであるか、また自宅までどれぐらい費用がかかるのかということ、また区長会での説明ということで、広く意見を聞くことを考えていないのかというようなご質問のほうを頂いております。

急病ということで救急車の話もございましたが、自家用車、また公共交通機関を利用して自らが受診される場合もございますので、そういった場合にチョイソコを

ご利用いただくということでございますが、特に今、利用の多い公立甲賀病院におきましては、公共交通で帰ってきていただく場合、病院から近江鉄道の水口駅までバスが出ておりますので、バスと電車を乗り継いで日野駅までお帰りを頂くという案内を、まずは考えておるところでございます。バスと鉄道の接続の関係もございまして、最短では病院から20分程度で日野駅のほうまでお帰りを頂けるということでございます。

費用でございますが、病院から水口までのバス代が250円、電車代が水口から日野まで310円となり、町内はチョイソコで200円のご負担を頂くということで、合計、甲賀病院からですと760円のご負担を頂くということになります。なお、現在、近江鉄道では利用促進を図るということで、65歳以上の方には、事前申込みが必要ですが、シルバーパスという割引の制度を案内されておりますので、これを取りますと1乗車100円でご乗車いただけるということになりますので、実質550円でお帰りいただけるといったこともございます。こういったところも、情報も丁寧に説明をしてみたいと考えております。

また、総合病院の位置づけでございます。すみません、ちょっと診療所というようなことがありましたが、大きい病院というようにのご説明で、こちらからの答弁でございますので、ちょっと我々の認識が間違っていたかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、運行の見直しの、住民さんからの意見を問うということのお尋ねでございます。沿線地域の必佐地区、南比都佐地区の区長会が、去る12月9日に両地区でそれぞれ開催されましたので、お時間を頂きまして、担当課よりバス路線の廃止と町外運行の見直しについて説明をさせていただきました。この中で、区長会のほうからは、丁寧な対応を求める意見や、また高齢者の鉄道利用に対する意見、また地元説明会をやってもらえるかなどの確認のご意見を頂いたところでございます。町としましては、地域にお住まいの方、利用者の方には引き続き丁寧な説明をしていくことを、両地区の区長会に申し上げてきましたので、ご報告をさせていただきます。

合わせて、今後でございますが、広報ひのやホームページなどを利用して、変更の内容を丁寧にお知らせしていくとともに、チョイソコの登録者さんには、チョイソコ通信というものを発行しておりますので、そういった中で周知を図る中でご意見を伺いたいと考えております。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめ延長いたします。町長。

町長（堀江和博君） 今後、チョイソコを広げていくんかというところで、最初の答弁は釈然としない答弁だったということだと思っております。そこは行政経験のおありの川東議員でお酌み取りを頂きたいなと思うところでございます。個人的には、やは

り住民の皆様の利便性を向上するのであれば、私個人としては広げていきたいという思いを持っております。ただ、先ほど来、町外との部分の課題であったりとか、やはり既にそのほかの路線、利用者様のお声を丁寧に聞き取りをさせていただく必要があると思っておりますし、今回の実証実験でも、南比都佐地区そして中山地区さんにも、本当に在所に入らせていただいて、それぞれ聞き取りをさせていただきました。そういった形で、やはり進めていくのであれば、しっかりと地元の皆様にもご理解を頂いて、実のあるものにしたいと思っておりますので、そこでの意見も最大限尊重していかないといけないというふうに思っております。

あと、そのほかの地域のコミュニティーバスは、学童も輸送している路線もございます。そこをどういうあんばいでやっていくのかということももちろんそうですし、そして、先ほど来もございました需要と供給のバランス、需要が実はあり過ぎて台数が少ないと、もう予約が取れないということにもなります。逆に少な過ぎても駄目なわけもございます、ちょうど絶妙な需要と供給をしていかないといけない。そして財政的にも、何とか許容、議員の皆様にもご理解いただける範囲でやっていかないといけないということで、多くの変数がまだまだ存在していると理解しております。

そういったことも含めてクリアをして、住民の皆様にご理解を頂けるのであれば、やはり、もう運転士さんがなかなかおられないという時代においては、日野町はもちろんですけれども、全国の自治体でも主流となる交通になっていくのではないかなど、そんな考えを持っております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） 何か町長になだめられたような感じがするんですけども、最初、大西課長が答弁していただいた部分で1つ、再々質問ということで、甲賀市のみという私の質問に対して、ほかにもあると。今後増えていくと予想されるという話だったんですけども、私との今の答弁の中山線と南比線をなくすという段階での話の中で答弁いただきたいなと思うんですけども、直接抗議があったのか、教えて下さい。

もう1つ質問します。地域公共交通の担うべき領域というのを、今、説明いただきました。何でこの答弁を最初にしてくれないんですか。領域をするのに、いろいろ多いとか台数を増やさなアカンとか、時間を合わさんなんか、そんな理由やないでしょう。今、本筋は大西課長が説明してくれた、町としての通勤・通学、いろんな一次鉄道への接続などが本来の地域公共の担うべき役割であって、具体的なチョイソコの運営上の問題で領域を決めないと、領域は決めるという答弁の中には、片道運行にするための布石としてそういうことを言うたのではないかと。そんな理由では駄目だなというふうに思います。

それと、乗車の費用なんですけど、何でこれを聞いたかと申しますと、チョイソコなら400円、片道400円で往復、町外ですので、それも何で、例えば中山の人が甲賀病院へ行ったらの距離と、それから平和堂へ行く距離と、距離でいくのか、町外という認識だけで400円、また柚木議員のほうからも質問されるかもわかりませんが、その辺もおかしいやないかと。距離でいくのか町外でいくのか、片道という部分については非常に何とも言えない気持ちでいますね。なぜ、そうしたら行きだけの実証実験をしなかったのか。なぜ片道運行の実証実験をしなかったのか。それで何で住民に問えないのかということをお答えいただきたいと思っています。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） 再々質問いただきました。

まず、事業者さんから抗議があったのかということをございます。直接は、公共交通会議の中で、経営が厳しくなるなというようなご意見のほうは頂戴をしているところをございます。実際には甲賀市さんを通じてそういったことを聞いているということで、日野町のほう、承っておるところをございます。

もう1つの質問をございます。なぜ行きだけの片道運行の実証実験をしなかったのかということをございます。先ほども申し上げたところをございますが、チョイソコを運行するにあたりまして、事前に移動需要を把握する目的で、沿線住民の方に事前にアンケートを取らせていただきました。その中で、甲賀市、東近江市の医療機関を希望する回答が多くあったということで、実証実験を始めるにあたりまして、5か所の医療機関への移動を検討してきたものでございます。

最初から片道運行しなかったということは、利便性向上の可能性を探るということで、片道利用とせず往復利用での運行で、どれぐらいのニーズがあるかということを進めてきたものでございます。これまで利用いただいている皆さんにつきましては、運行の見直しによって帰りのご負担をおかけすることになりますが、利用者の状況については、我々承知しておりますので、丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

あと、もう1点質問を頂いていて、冒頭の質問でありました、甲賀市だけで東近江のほうは違うのかなというように最初、いただいたのかなと思うんですが、今、申し上げたように、アンケート調査の中で、南比都佐地区、豊田・中山エリアにおいてアンケート調査を取った中で、行きたい病院の中に東近江の蒲生医療センターのほうも希望されたということで、当初導入をさせていただいたという経過がございますので、そういったところでさせていただいております。

その事業者さんということをございますが、実質、蒲生地区として経営が痛いなことではないんですが、日野町にも待機していただいている近江タクシーさんという立場では、公共交通会議の中では、チョイソコが2台、日野町の中に入

ってきて、日野駅に止まっているタクシーの売上げはかなり落ち込んでいるという
ようなことでのタクシー会社さんからのいわゆるご意見というのは頂戴をしてい
るというところでございます。

タクシー会社さんというのは、ご存じとは思いますが、一定、ちょっと歩合制的
な給料をもらわれているというようなこともございますので、そういったところ、
影響が大きいのかなというふうに我々も認識しております。幸い、その事業者さん
にチョイソコの運行委託をさせていただいているというところでございますので、
その中でご理解を頂けているというような状況もございます。ご理解のほう、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

5番（川東昭男君） 再々質問はできませんので要望を申し上げたいんですが、最初
に地域公共交通とは何ぞやと考えていただきたい。日野駅のタクシーが赤字になる
し、歩合制で働いている運転者に迷惑がかかる、こんな話と全く関係ない。地域公
共交通を考える場合には、地域の皆さんの住民の足をどうしていくかということが
前提なんです。あまりそこで働いているタクシーの運転手の賃金まで、ここで答
弁していただく必要はないと思ひます。

結局、アンケート結果や実証実験をして好評価を得たものを、行きだけの片道運
行というのは、何遍も私、今、聞いていますけども、まだ理解できません。町営バ
ス南比線・中山線の廃止の理由として、その理由がバス会社のエリアを越えること
が難しいと。そうしたら何でその実証実験が起こったのか、意味のない実験をした
ということをおられると。このことについては、町民の皆さんに理解が得ら
れる説明をされるべきだと、私は思ひます。

また、何遍も言ひますけども、町長の公約である地域公共交通の在り方は、この
町にとって大変大きな取組でありますし、大いに期待されています。わたむき自動
車プロジェクトでは、通勤分野、生活分野、余暇分野と、フェーズから分野に名前
を、どういうわけか変更されましたけれども、この3年間の実証実験、それぞれや
っていますけれども、やはり通学バスやチョイソコがやっぱり、一定の成果があつ
て、今後、方向性を見るものとして思ひます。

先ほども何遍も言ひますけども、これからはバスの運転手がいいひんで、そやけ
どもチョイソコでみんな地域交通つくろうなということで、ぜひ町長にその方
向性を示していただいて、早くに示していただいて、町民を安心させていただき
たいという要望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 次に、8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、通告に従ひまして、分割方式で2問質問させてい

たきます。

まず、1問目ですけども、道路舗装工事には雑草が繁茂しない施工の研究をということで、質問をさせていただきます。私がこの質問するきっかけになったのは何かといいますと、都会のほうへ行きますと、道路がきれいに整備されているわけなんですけども、歩道も車道も草はほとんど生えていないのをよく見ます。しかし、一方、田舎の道を車で走っていると、路肩の雑草ももちろんそうなんですけども、車道と歩道を分ける縁石ブロックのところはずっと、たくさん草が生えているのを見かけます。この状況は何とかならないかということで、私が思い至ったのが、じゃあ草が生えない方法を考えればいいのではないかということで、今回の質問に至ったわけでございます。

それでは、質問をさせていただきます。町道・県道・国道問わず、新規道路の建設とかバイパスの建設、既存道路の拡幅工事などで、近年ではほとんどの道路建設において歩道がある道路が一般的となってきています。そして、歩道がある場合に、車道と歩道の境界には必ず縁石ブロックがあります。これは車が走行中に歩道に入らないというための区切りでもありますけども、歩行者にとっては、縁石ブロックがあることで安心して歩けるというふうに思うわけでございます。

ところが、こうした道路に縁石ブロックがあることで、別な問題が発生してきています。それは皆さんも毎日目にしておられて、お気づきのことだと思いますけども、縁石ブロックの歩道側に、アスファルトとの間に雑草が生い茂っているということです。これはもう、ほとんどの道路において見られることで、雑草の種類も背丈も様々ですが、中には1メートル以上にもなる雑草が生い茂っています。道路の建設直後はそうではありませんけども、何年かたてば、ほとんどの道路においてこの状況が見られるということで、お手元の写真、カラー写真8枚示させていただきました。役場の近くの正面玄関から東桜谷のほうに行く県道の歩道を両側撮ったんですけども、もう、10月に撮りましたけど、雑草が生い茂っていて、本当に自転車の通行にも邪魔になるぐらいですけども、こういった背の高いセイタカアワダチソウなんかもいっぱい茂っている道路をよく見かけるところです。

ところが、河川にかかった橋の上を見ていると、橋の上にある縁石ブロックの両側には雑草は全く生えていないと。これも2番目の写真、②の写真ですね。出雲大橋の場合の写真を撮ったんですけども、ここはずっと全く草を刈らなくても、絶えずきれいな状況になっています。この違いがなぜかということなんですけども、橋梁以外の部分ではほとんどのところに草が生えているのは、やはりアスファルトの下に碎石もあるだろうけども、その下に土壌があるわけですね。土があって、その土のところまで雑草が伸びているために、草が生い茂るのだというふうに思います。

また、このことも以前、建設計画課での説明があって、アスファルトと縁石ブロ

ックの間に僅かな隙間があるために、そこに雨がたまって、さらに雑草の種が入って生えてくるという説明でしたけども、もしそれが雑草が生える原因であるならば、その隙間をモルタルとか接着剤などで埋めれば、雑草は生えてこないというふうに思うんですが。あるいはもう、土の部分までにシートなんかで遮断物を入れて、建設時に雑草が生えてこない工夫をされればどうかというふうに考えるわけでございます。

雑草の繁茂を防ぐことができれば、年に1回とか2回、町のほうで雑草除去作業を委託されていると思いますけども、これがしなくてもよくて、経費も節約できるのではないかと思います。それと同時に、私が思うには、花のまち日野として言っているのに、道路景観が悪ければ、やはりええことないですので、町民にとっても来訪者にとってもよい印象を持ってもらえるように、やはり道路はきれいに整備すべきではないかというふうに思います。

そういう意味では、雑草が繁茂する原因の究明と同時に繁茂しない対策を、道路建設工事の時点において施工対応できれば、この問題は解決すると思いますので、この問題に対しての町の考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいま歩道のある道路の防草対策についてご質問を頂きました。

道路の橋梁部とそれ以外の部分で草の生え方が違う件ですけれども、議員ご指摘の橋梁部分は道路の下層に採石や土壌がないということ、また橋梁の道路面上は風が吹き抜けることから、土砂・種子のたまりが発生しにくく、草が生えにくい条件であるというふうに考えられます。

次に、防草対策ですが、道路整備においては国の交付金を活用していることから、施工基準に基づく設計が基本となっております。この基準には防草対策までは含まれておりません。対策としましては、道路が完成後、定期的に路面清掃、除草などの維持管理業務を継続して行うことが必要であると考えております。

なお、草が生えない対策としましては、全国的には新工法で整備されている事例もございますが、実績を確認するなど、効果的な対策について、費用面も含め研究をしていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） 今、答弁で、道路が定期的に路面清掃、除草などをすれば、継続して行うことが必要であるという答弁を頂きました。私、以前、昨年9月の一般質問で、草刈りは2回ぐらいしてほしいということを行ったのが、1回しかできないという返事を頂いていますけど、今回は路肩の草刈りじゃなくて路面の草の

ことなんですけども、定期的に路面清掃をしているという話でしたけども、実際に草刈りは、今年、私が調べた限りでは、7月に県の方が草刈りをされていました、県道を。そして、8月に町道の草刈りをされていたんを確認はしているんですけども、ただそれ1回きりだったということでございます。その後すぐ、また草が伸びてそのまま、悪い言葉で言えば放置されているような状況が見受けられるんですけども、路面整備そのものを本当に定期的に行っておられるのかどうか。道路に土がたまらないように土を取り除くという作業を町も県もやっておられるのか、ちょっとその辺、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

それと、もう1つ、私が思うには、今ここに、全国的には新しい新工法で整備されている事例があるということをお聞きしました。ただ、国の補助金をもらっているんで、基準以外の道路施工はできないということも聞きましたけども、草が生えない方法というのは実際、あるとは思いません。

私も考えたんですけど、ここには何も書いていませんが、皆さん、中学校の理科の時間に、表面張力とか、その反対の毛管現象という言葉を知ったと思いますけども、毛管現象は何かというと、試験管に水を入れたら、表面に、容器の内に水がひっついてちょっと盛り上がっているのは分かりますね。この盛り上がっている角度が45度ぐらいだと思うんですが、もし縁石ブロックとアスファルト舗装の境界を平らにせず、毛管現象みたいに少し、1センチほど上げたら、実はもう、種はたまらないし、雨が降れば全部流れていくので、多分、一切草は生えないと。何年も何年も草は生えないと思うんですけども、そういった工夫をされたらいいのではないかとこのように思うわけです。

これを実は実験してほしいんですけども、前も路肩に防草シートを敷いてほしいというお願いをしていましたら、あまりよい返事を頂けなかったんですけども、路肩に防草シートを敷いてほしいという質問した直後に、西明寺安部居線は佐久良の奥之池から出てくる取付け道路のところから賀川神社まで、路肩の両面に緑色の防草シートを張られました。これは県の努力なのか地元の要望なのか分かりませんが。今も現在、草が生えていないんですけども、そうしたら八日市石原線についても、最近工事が終わったんですけど、ここも路肩に防草シートが敷かれているんですね。田んぼが続いていますので、トラクターが入る部分だけは3メートルぐらいの間隔で防草シートが敷かれていませんけども、トラクターが入る部分以外は全部防草シートを敷いているので、県の方もいろいろ、やっぱり防草シートを敷かなあかんということを考えておられるんだなということが分かったんですけども、町もやはり県に見習って、今後はちょっとその辺を検討していただきたいと思います。

それと同時に、今言っています縁石ブロックと歩道の上に草が生えない方法を、日野町も率先して考えていただければと思うんですけども、路面整備と今の施工方

法について、担当課の考え方を伺います。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） ただいま高橋委員のほうからご質問のほうを頂きました。

まず、定期的に清掃をしているかということです。答弁のほうでは、継続して清掃していくことが必要ということで、実は、現在は定期的な清掃はできていない状況です。あと、県道に関しましては、以前ですと多分、ロードスイーパーって掃除するブラシが回るような車でされていたのを見かけたかと思いますが、近年は恐らく、かなり道路のほうが、町道もそうなんですけれども、県道等もかなり整備のほうがされていきまして、管理する部分が増えてきているというようなことで、維持管理経費もかなり大きくなってきているというような要因もあるんじゃないかなと考えているところです。

それから、新工法なり、いわゆる整備の際に防草対策がでけへんかということでご提案もいただいたわけなんですけれども、結局、モルタルとかでアスファルトの間を埋めるという方法では、一時的には効果があるかと思うんですけれども、コンクリート、モルタル等ですと、気候等、自然条件の中で伸び縮みがされます。そういったことで結局、土とか水がアスファルトの間から差し込んでいくということが、時間とともに増えてくるというようなことになります。そういったことで、今現在、一番効果的なんかなと思っておりますのが、先ほど理科の実験でという例えをされましたけれども、植物にはいわゆる屈光性、屈地性という性質、植物の特性を生かした製品ができています。何かといいますと、製品に一部溝をつくって、根は下を向いて行く、それを一旦下に行って上に行けないようにする方法、逆に下から生えてきた場合には、下から溝に入って、下を向いてしまうのもう行けないというようなことで、つくられている製品がございます。こういったものをすればいいんですけれども、町道ですと、特にこういう境界ブロックとかをするような工事となりますと、今、西大路鎌掛線とか小御門十禅師線のように国費をもらっているというようなことになりますので、一定、基準内の製品を使う必要があります。ただ、そういった部分についてはもう、全然余地がないのかといいますと、かなりの効果検証をして、費用対効果といった部分を検証した中で認めてもらえるようであれば、使用していくことは可能というふうには聞いております。

ただ、本当に何が一番効果的なのかという部分については、今後いろんな全国の事例も研究しながら、町としても考えていきたいというふうにご検討いただいております。

それと、防草シートの件、ございましたが、いずれも事例を出していただい

るのが県道の部分でございます。県道のほうはそうやって、整備の際に地元要望等いろいろな部分で対応されている部分がございますが、町のほうとしましては、路肩等が行く行く崩れやすくなるというようなことから、防草シートでの対応は、基本的にはさせていただいていないという状況でございます。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） 全国的に新工法が今、考えられているということで、もしそれで草が生えないのであれば、ぜひとも日野町も新工法を取り入れて施工してほしいと思いますし、既存の部分についてもそういった改良をしていただきたいというふうに思うわけでございますけども、費用面ではいくらかかるともわかりませんが、後の管理のことを考えたら、やはり先行投資しておくほうがいいのではないかとこのように思いますので、ぜひともこの辺、新工法を勉強していただいて、今後の道路建設に生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひたいと思います。1問目については以上でございます。

次、2問目でございますけども、最高裁による性同一性障害特例法の違憲判決について町の見解を問うということで、これについては私、昨年3月議会のときにも一般質問で、LGBT問題に対する町の見解を問うということで、よく似たような質問をしているわけなんですけども、今回も、最高裁の判決が出ましてニュース等で報道されるのを見ていまして、私自身もいろいろ考えた結果で、この問題、前にも時期尚早ではないかと思ったんですが、今、みんなでこの問題を議論しておかないと、後々この問題が出てきたときに、考え方が分からないというような状況になるかと思っておりますので、今回、提案をさせていただくことにしました。

それと、もう1つは、最高裁の判決が恐らく、今後、女性の権利をいろいろな場面で侵害されるかもしれないおそれがあるために、この問題をみんなで協議、話し合っていくべきだという意味も込めて、質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。今年の10月25日に日本の最高裁は、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更する際に、生殖能力をなくす手術を必要とする性同一性障害特例法の規定の合憲性について、違憲であり無効であるという判断を下しました。これも15人の裁判官全員の一致による判決ということで、私は驚いたんですけども、今から4年前に最高裁が、これは合憲ですというふうに判決を出しているながら、自らこの判決を覆すような判決をしたということは驚きです。政府はこの判決に対して、今後この規定の見直しを迫られることになるということでは、言われています。

性同一性障害の特例法には、5つの要件が定められています。まず、ここに書いていますように1つ目が18歳以上であること。2つ目が結婚していないこと。3つ目が未成年の子がいないこと。4つ目が生殖腺がないか、または生殖機能を永続的

に欠く状態であること。5つ目が変更後の性別の性器に似た外観を備えていること。こういった5つの要件を全て満たせば性別の変更ができると規定しているんですけども、今回、最高裁のほうでは、4番目の精巣や卵巣の摘出手術が必要という意味のことを言っているわけですので。最高裁が出した判決は、4年前の判定を自ら覆すような決定でありまして、なぜこんなことになったかという、最高裁は、これが日本国憲法に定める意思に反して身体への侵襲、侵襲というのは身体の内部環境に変化をもたらす行為で、ここでは生体にメスを入れることを指すというふうに言われていますけども、これを受けないと定めた憲法第13条に4番目が反するというので、違憲で無効との判断が出されたわけなんですけども、5番目については2審に差し戻しているんですけども、この判決が、私としては、日本国民全体にとって衝撃的なことであり、大きな混乱を引き起こすのではないかというふうを受け止めています。

また、政府でも自民党内では困った判決だという懸念の声が上がっているんですけども、この判決の問題点が指摘されているのは、安易な性別変更につながれば社会が混乱するということと、もう1つは戸籍制度そのものが壊されるおそれがあるということで、これも新聞に載っていた事柄なんですけども、今年の6月にも施行されました性的指向およびジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律というのが出されたんですけども、私も一定、これについては理解を示すものでありますけども、最高裁の判決については、ちょっと私も理解ができないということで、国民的議論が不十分なまま社会倫理を覆すような判決は日本国民に混乱を引き起こすだけだと思います。

例えばどういう混乱が引き起こされるかといいますと、公衆用トイレの利用とか、公衆浴場の利用のときに必ず混乱が発生するんです。というのは、身体的には男性でありながら、私は心は女性だと言って女子トイレを利用したり、女子風呂に堂々と入ったりすることができるわけです。このことは、早い話が、公衆浴場に番頭さんがおられるんですけども、女子風呂に入った男を取り押さえるために警察を呼ぶことになりかねないし、もし警察を呼んで男を取り押さえても、最高裁の判決を盾に逮捕は違法だと言って、また裁判所に訴えられたら、警察のほうが悪くてもいいかもしれない。そういう結果になるおそれがあるわけですね。

そういうことで、いろいろ述べましたけども、町行政として、最高裁判決についてどのような見解をお持ちなのか、あるいはまた議論ができなくて、これから庁内で議論を始めようとしておられるのか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例法について

ご質問を頂きました。

性同一性障害の方が戸籍上の性別を変更するには、同特例法において、生殖腺の機能をなくすことを要件としておりますが、最高裁判所はこの規定について憲法に違反して無効だとの判決をされたところです。この件に関しましては、様々なご意見、お考えがあると承知をしております。このことから多くの議論が尽くされ、理解と認識が深まり、どのような立場であっても一人ひとりが大切にされる社会になればと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） 非常に簡潔な答弁を頂きました。日野町には女子大もなければ公衆浴場もないかと思うんですけども、私が心配しているのは、女性の権利が侵害されるのではないかとこのことを心配しています、この判決によって。例えば、報道によりますと、身体は男性だけでも心は女性という人が、戸籍の性別変更された人が1万人以上おられるんですけども、その1万人以上の中から受験資格があって女子大に入学を認められているかということ、日本では4つの大学で、女子大で入学が認められていると。しかし、あと1つの大学が検討中ということですけども、認めていない女子大がほとんどであるということですね。それと、今、もう1つ話題になっている宝塚の歌劇団でも400人ぐらいおられるそうですが、この中には、男性役の人はたくさんいますけども、しかし全て女性なんですね。身体が男性で心が女性という人は、戸籍を変更した人がいても、この劇団には入れないようございまして。それで今後、この問題が全国的に扱われるようになってきた場合は、宝塚歌劇団でもこの問題に直面するのではないかとこのことを思うわけですけども、それと同じように、自治体でも住民課の窓口で性別ちゅうのは必ず判定されるわけですけども、もし全国の自治体の住民課の窓口で、この問題が受け入れられるのか、受け入れられないのか。そうした問題が今後出てくると思いますので、今からやはり勉強しておく必要があるのかなというふうに思います。

大変複雑な問題ですけども、必ずこの問題は出てきますので、答弁にもありましたように、多くの方が議論を尽くして、認識が深まる必要があるというふうに、今、答弁いただきましたけど、今後、職員の間でも、そして職員だけじゃなくて町民全体でも、この問題はやはり議論していかないといけないというふうに思いますし、ぜひとも町民に対してこういった議論の機会を設けていただきたいというふうに思うわけでございます。

特に、最高裁の判決によりまして女性の人権が侵害されるおそれがあるということと、この判決を悪用する人が出てくるかもしれない。もし判決を悪用して、女性の人権を侵害するようなことがあれば、やはり私は、それはいけないことだと思いますので、これについては今後、議論を深めていただきたいと。これをお願いしま

して、質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） 最後になりました。ひとつよろしく願いいたします。1問だけですので、簡単なことですので、ひとつよろしく願いいたします。

農業問題地域計画の推進についてということで、ひとつよろしく願いいたします。今年11月末に地区内で農業組合長より、今後5年先、10年先の田畑の耕作はどのようにするのか、また後継者はあるのかなど、詳細にわたり聞き取り調査に来ていただきました。私たちの地区は人・農地プランを以前にもう計画して、営農法人も設立し、もう、はや5年目を迎えております。現在は営農法人2組織と認定農業者もたくさんおられます。

今、行われているこの計画は、農地の集積、また集約をする目的ですが、中山間地の農地は草刈り面積も多く、水利、用排水の管理、また獣害対策、獣害のフェンスの補修、維持管理が本当に大変でもございます。今、つくっていただけるこの計画は大変結構なことだと思いますが、大規模農家も本当に結構でもございますが、家族農業でもやはり小面積を守ってもらうのも必要ではないかと思えます。私たち小規模農家といえども、やはり1ヘクタールから2ヘクタール未満の農家は数戸でまたおります。農家はそれぞれ数戸で機械を維持、また共同化もしておるわけでもございます。苗づくりの共同、また田起こしなど共同作業により、山間地の農地を守っているわけでもございます。

小規模農家にも農機具購入などの助成をしてもらえれば、農地の荒廃化も防げるのではないかと思います、お伺いいたしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 農業問題と地域計画の推進についてご質問を頂きました。

地域計画の策定に際し、現在各地区での説明会を終え、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんを先頭に、各農業組合で今後の農業継続、農地の管理について意向調査等を進めていただいております。この地域計画では一筆ごとの農地を今後、誰が担うのかを示していただくこととなります。

従来の人・農地プランでは、大規模農業者への農地の集積集約化により、効率的かつ安定的な農業経営を促進するというものでしたが、地域計画では、大規模農業者や多様な担い手が協力し、全ての農地で耕作や保全管理をすることを目指しております。地域の農地を守り農業を続けていくためにも、大規模農家だけではなく、兼業農家や家族で農業を営まれている方など、農業に関わる全ての方で、地域計画が策定いただけるよう取り組んでいるところです。

小規模農家への農業機械購入等の支援については、県内市町の実施状況等を研究

するとともに、国・県への要望を考えてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 私たちの地域では、それこそもう、山間地に属する地でもございます。現有地が集積されても、平地なところは20ヘクタールから30ヘクタールぐらいで、今の大規模農家は、その方1人でやれるというようなところでもございます。その他残ったところはのり面が多くてもう、草刈りや水利が大変でございます。やはり、こういう地を守っていこうと思ったら、兼業農家も必要ではないかな、本当にこのように思っておるところでもございます。

私も2ヘクタールほどの百姓しているんですが、息子は外へ勤めておりまして、日曜日にたまに帰ってくる。手伝いということで、機械はそこそこそろっていますので、それで何とか地は守っておりますが、農作業のしやすいところはそれぞれ固められてもできるわけですが、やはり水田を守っていこう、農地を守っていこうということになれば、山手、その他大変なところも、作業能率が本当に悪いところでもございます。やはりそういうところが離れていくと、耕作放棄地が増えてくるのではないかと。やがて荒廃地になり、山のようになってもう、手もつけられないような状態にもなってきます。

今回の決算委員会でも、議長が意見でも述べられましたように、内池バイパスのところ荒廃地がもうできたあるということでございましたが、元をいえば、あれは鎌掛の方が原因になっているということでございます。あんまり大規模にし過ぎて、手を広げ過ぎて、農業経営が行き詰まってしまったということでございます。やはり、それぞれ身に合うた、身分に合ったような農業経営が本当に必要ではないかなと思いますが、農林課の考えはいかがですか。お答え願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 西澤議員から再質問を頂きました。

平地での農作業に比べまして山間地での農作業というものは、全ての面におきまして条件がやはり不利であり厳しいものがあるというふうに認識をしております。そういう中にありまして、大規模農家の方だけでなく、日野町の場合は兼業農家の方、そしてまた家族で農業をしていただいている方に支えていただいているのだなということで、農林課長をする中で、改めて認識を持っているところでございます。

また、地域計画の策定に際しまして、農家の方とお話などをさせていただくと、5年後までは何とかなるかなとか、あるいは厳しい話ですと、今期何とかやり抜いたけれども、来年なという話を聞かせていただく機会もございます。そういう中にあって、農業を続けたいけれども、例えば機械が傷んでしまったことを機会にリタイアするということになってしまいますと、非常に残念なことでもあるかなというふうにも思うわけでございます。

現在、議員がおっしゃいましたように、個人ではなかなか難しいけれども、複数のグループとかで共同で取り組むということも、工夫もいただいているところがございます。どのようなやり方であれば、少しでも農業を続けようという方がそのまま継続いただけるのか、そして大規模の農家さんだけではなくて、兼業の方やご家族で営まれる方、全ての方で日野町の農地・農業を支えていただけるのかということは、大きな課題であるというふうに考えておりますので、そのような形で日野町の農業が守られ続けていただけるように、引き続き議論を重ねながら研究してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 我々、今の地域計画作成に対して、協力はさせていただきたいと思ひます。やはり地域の日野の農業を守っていこうと思ひますと、大所高所に立って地域をまとめていかなければならない。農林課の計画は本当に素晴らしいことだと思ひております。我々農家もやはり協力していきたいと思ひております。

しかしながら、やはりそれぞれ計画もあります、個人個人それぞれ後継者もいる方もございます。先祖代々の土地は守っていきたいという、まだ古い考えの方もたくさんおられますので、それは大事にしていきたいと思ひております。

現在は国産の自給率というんですか、お米、麦、大豆、野菜、それぞれ国産で生産されているのは35パーセントほどということでございます。日本の食料を守っていくのはやはり小さい農家、農業からできていくのが原点でございます。ひとつ、そこら辺をしっかりと農林課のほうも心していただいて、小さな百姓も守っていこうという気持ちをこれからも持っていきたいと思ひます。どうかひとつ、今後とも小さな農家、小規模な農家を守っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 以上で5名の諸君の質問が終わりました。

その他の諸君の一般質問は明14日に行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

－ 異 議 な し －

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明14日行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 散会 17時41分 －